

# 越前町都市計画マスタープラン

## 計 画 書

平成 29 年 3 月

越 前 町

## 目 次

序章 越前町都市計画マスタープランとは	1
1. 計画の役割と位置づけ	1
2. 計画の構成	2
第1章 現況分析と主要課題	4
1. 越前町の概況	4
2. 上位関連計画の整理	29
3. 住民意向の把握（住民ワークショップ）	45
4. 主要課題の整理	54
第2章 将来目標	55
1. 都市づくりの理念	55
2. 都市づくりの目標	56
3. 将来フレーム	57
4. 都市の将来像	58
第3章 都市づくりの方針	63
1. 土地利用の方針	63
2. 交通体系の方針	67
3. 公園緑地の方針	71
4. 景観形成の方針	75
5. 都市防災の方針	79
第4章 地区別のまちづくり方針	81
1. 地区別まちづくり方針の位置づけと地区区分	81
2. 朝日地区のまちづくり方針	82
3. 織田地区のまちづくり方針	86
4. 宮崎地区のまちづくり方針	90
5. 越前地区のまちづくり方針	94
第5章 計画の実現に向けて	98
資料編	101

# 序章 越前町都市計画マスタープランとは

## 1. 計画の役割と位置づけ

越前町都市計画マスタープランは、都市計画法第18の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、越前町総合振興計画などを踏まえて、本町における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本町におけるまちづくりの総合的な指針となるものです。

### <都市計画マスタープランの役割>

都市計画マスタープランは、主に都市計画に関するまちづくりの基本的な考え方や住民、事業者の皆さんと行政の協働による進め方などを定めるものであり、次のような役割があります。

#### ①実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにします

- ・これからの本町のまちづくりについて、実現すべき具体的な将来像やまちづくりの方針、身近な地域づくりの進め方などを、住民、事業者の皆さんにわかりやすい表現で明らかにします。

#### ②具体的な都市計画の決定、変更の指針になります

- ・土地利用規制や道路、公園等の都市施設、地区計画など具体的な都市計画を決定、変更する際の指針となるものです。

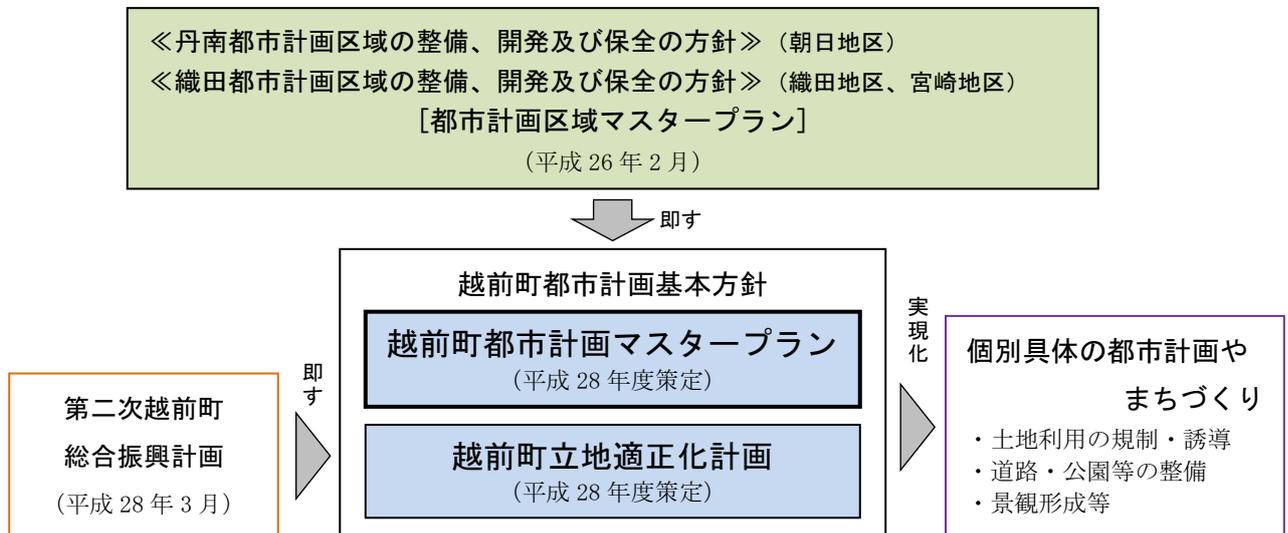
#### ③個別の都市計画相互の調整を図ります

- ・具体的な個別の都市計画のほか、景観形成などについて相互に調整を図ることにより、一体的なまちづくりの推進を目指します。

#### ④住民や事業者の皆さんの理解、施策や事業の合意形成を図ります

- ・まちづくり、地域づくりの考え方を住民や事業者の皆さんと行政が共通の目標として共有することにより、都市計画に関する理解を深め、施策や事業の合意形成を図るとともに、住民、事業者の皆さんの参画を容易にします。

### <都市計画マスタープランの位置づけ>

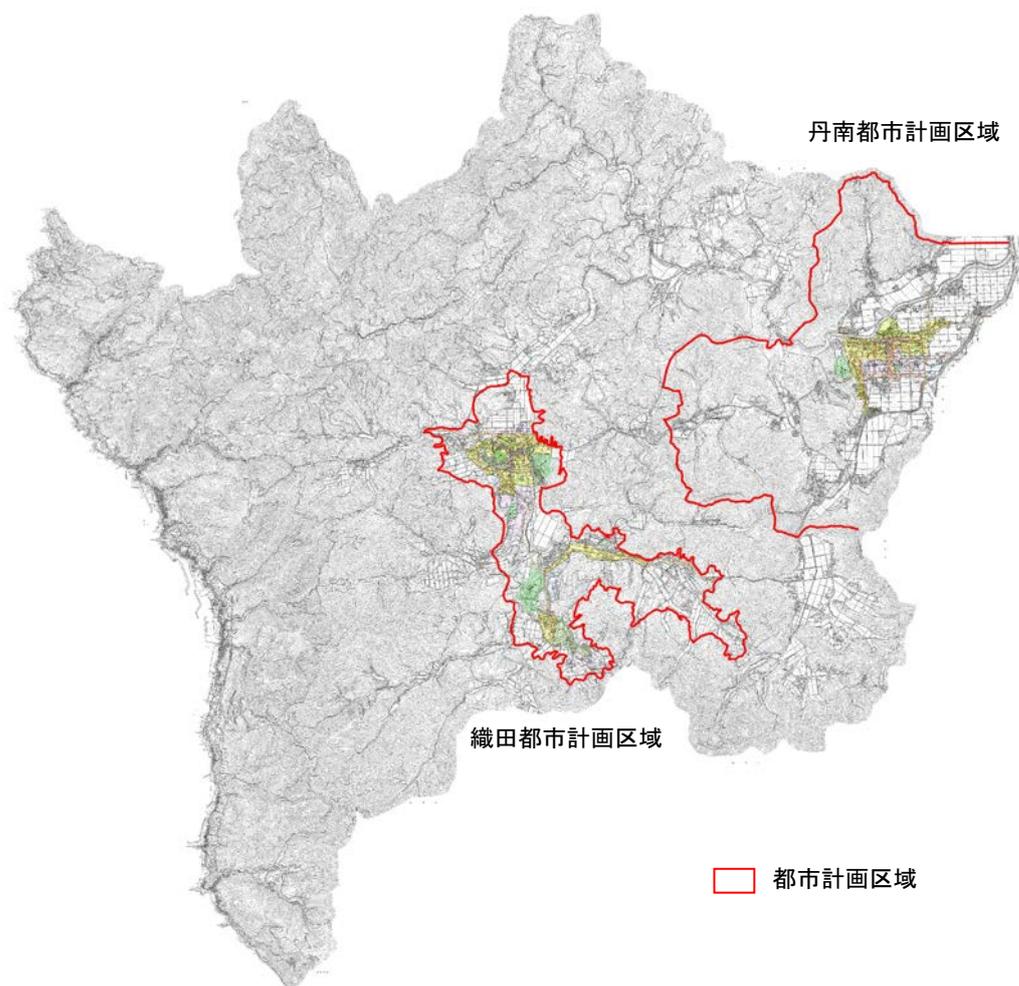


## 2. 計画の構成

### (1) 計画の対象区域

本町には、丹南都市計画区域と織田都市計画区域があり、町全域の約2割が都市計画区域に指定されています。また、本町の人口の約6割が都市計画区域に居住しています。

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、土地利用の規制・誘導や都市機能の配置、都市施設の整備など、主に都市計画分野に関する事項については都市計画区域を対象とし、自然環境の保全や景観形成、定住や地域コミュニティなど、本町の骨格に関わる事項については町全域を対象とします。



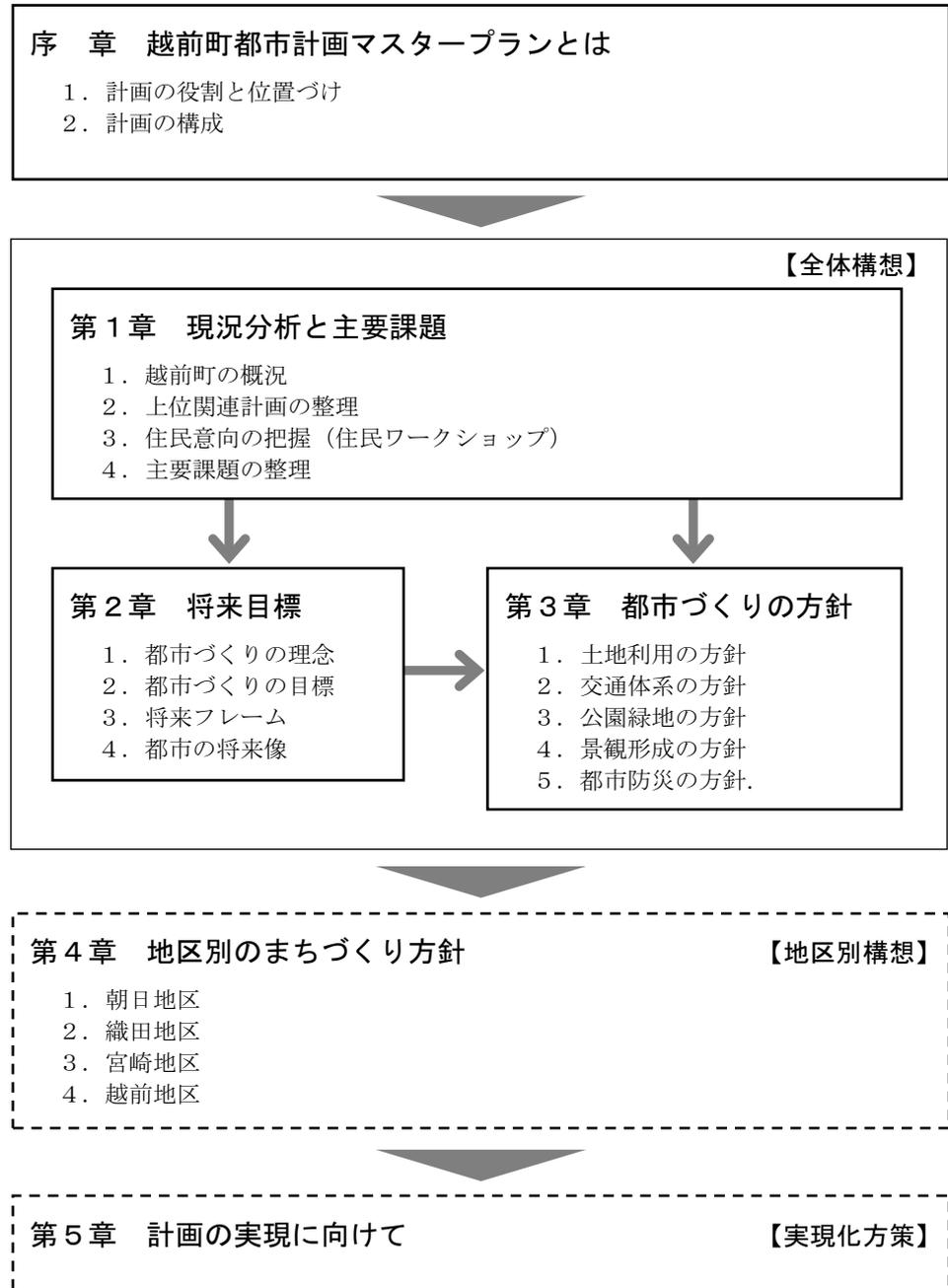
### (2) 計画の目標年次

都市計画は、その目標の実現に時間を要します。このため、都市計画マスタープランでは、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にすることが重要です。

本計画では、平成22年度を基準年として、概ね25年後の平成47年度を目標年次として定めます。

### (3) 計画の構成

本計画は、本町全体のまちづくりの方針を示す「全体構想」と本町を構成する4地区のまちづくりの方針を示す「地区別構想」、まちづくりの実現に向けた基本的な考え方を示す「実現化方策」から構成します。



# 第1章 現況分析と主要課題の整理

## 1. 越前町の概況

### (1) 広域的位置づけ

越前町は、福井県嶺北地方の西端に位置し、東西 17.8km、南北 17.2km、面積 152.96 km<sup>2</sup>で、西は日本海に面し、東は鯖江市、南は越前市、南越前町、北は福井市にそれぞれ接しています。

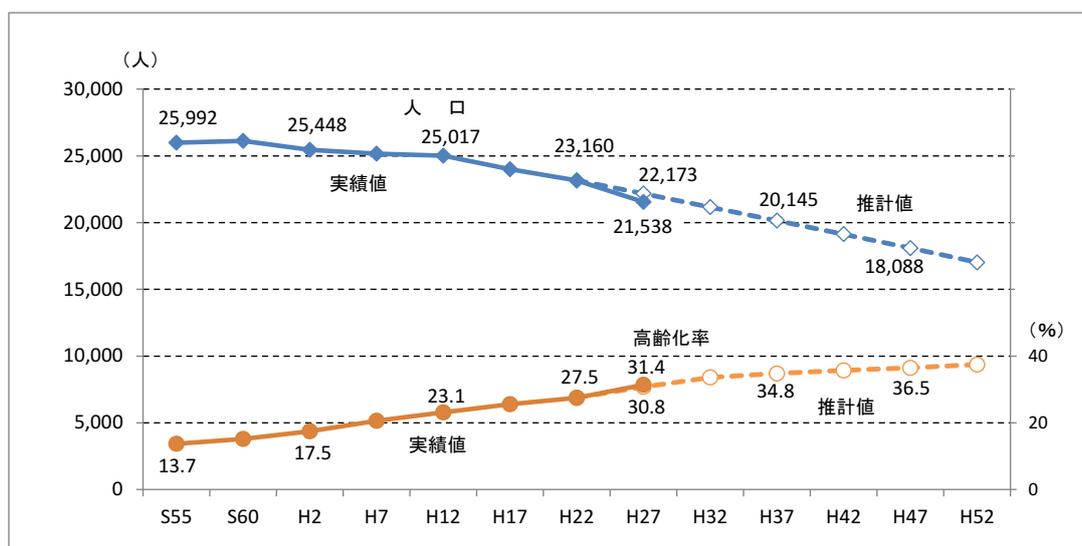
地勢的には、その大半が丹生山地に属し、全体的に標高は高く、沿岸部から北部にかけて 500m 級の山々が連なっています。このため、林野率は 74.8% と高く、東部に広がる越前平野を除けば、中央部の織田盆地や宮崎盆地などに小規模な平地を残すのみで、耕地面積は少なくなっています。また、沿岸部の山を分水嶺として、東側は大半が天王川流域で、沿岸部は梅浦川など複数の小河川の流域となっています。天王川流域では、山地の間を縫うように小規模な谷や盆地、河川が入り組んでいます。



## (2) 人口

本町の人口は、21,538人（平成27年国勢調査）であり、昭和60年をピークに減少を続けています。少子高齢社会の進行により、高齢化が進行しており、高齢化率（65歳以上人口の割合）は31%になっています。

国立社会保障・人口問題研究所の見通しでは、本町の人口は、今後10年毎に2,000人程度減少を続け、平成37年には約2万人となり、平成47年には18,000人程度になるものと推計されています。高齢化も進み、平成47年には36.5%まで上昇すると推計されています。

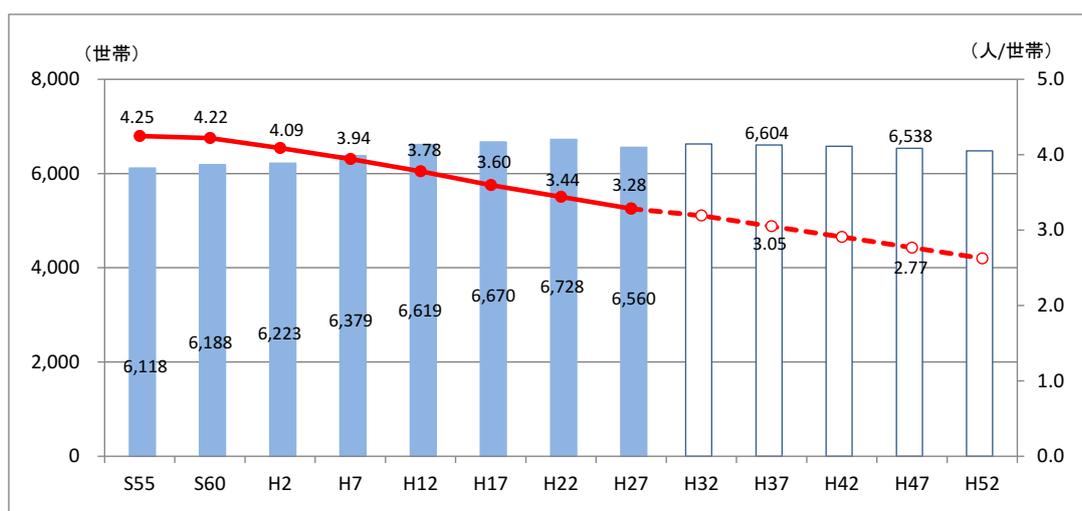


※実績値：国勢調査

※推計値 (H27～H52) は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値

### ■人口の推移と見通し

世帯規模は、縮小傾向が続いています。これにより、世帯数はこれまで増加してきましたが、平成27年には減少に転じており、今後は微減していくことになります。



※実績値：国勢調査

※世帯規模の推計値 (H32～H52) は、昭和55年～平成27年の実績値からの推計値

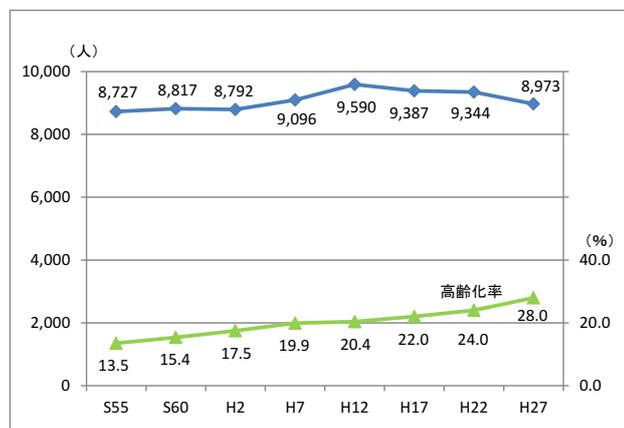
※世帯数の推計値 (H32～H52) は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を世帯規模で除した値

### ■世帯数、世帯規模の推移と見通し

地区別の人口推移をみると、朝日地区と宮崎地区はほぼ横ばいで推移しており、高齢化の進行も比較的穏やかになっています。

織田地区は、やや人口減少がみられ、高齢化が進行しています。

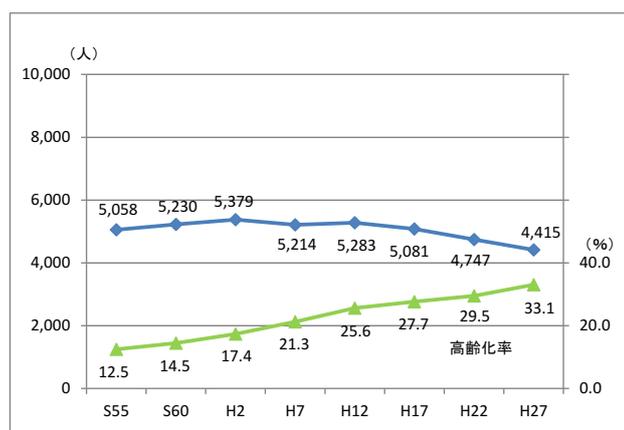
越前地区は、4地区のなかで顕著に人口減少がみられ、30年間で約4割減少しています。高齢化も4地区のなかで最も進んでいます。



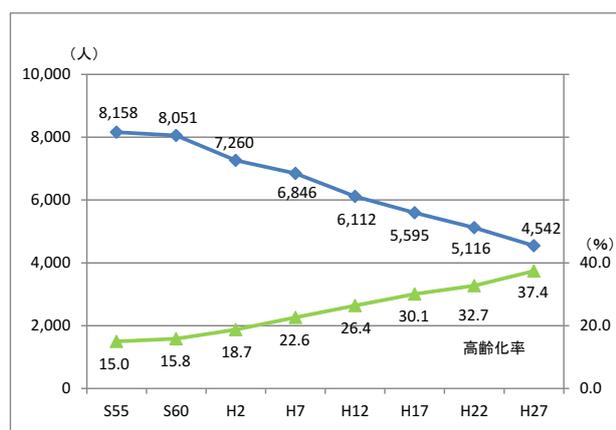
■人口の推移（朝日地区）



■人口の推移（宮崎地区）



■人口の推移（織田地区）



■人口の推移（越前地区）

### (3) 通勤・通学

本町に居住する通勤・通学者は12,633人(平成22年)ですが、そのうち半数を超える6,500人(51%)が町外に通勤・通学しています。また、町外からの通勤・通学者は2,237人で4,263人の流出超過となっています。

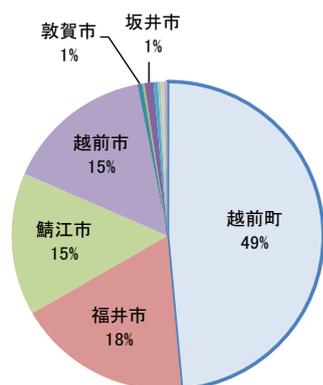
通勤・通学者の流出先は、隣接する福井市、鯖江市、越前市が多くを占めています。

平成2年と比較すると、本町内での通勤・通学者が約3割減少し、町外への通勤・通学者が、約1割増加しています。町外からの通勤・通学者も1,686人増加しているものの、流出超過傾向が若干強くなっています(平成2年:4,024人流出超過)。

#### 【平成22年】

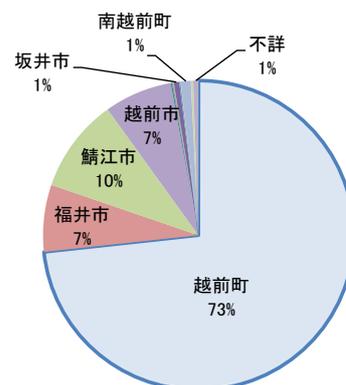
■越前町に居住する通勤・通学者数

		通勤	通学	計
通勤・通学地	越前町	5,699	434	6,133
	福井市	2,004	282	2,286
	鯖江市	1,790	96	1,886
	越前市	1,750	188	64
	その他	320	70	390
	計	11,563	1,070	12,633



■越前町への通勤・通学者数

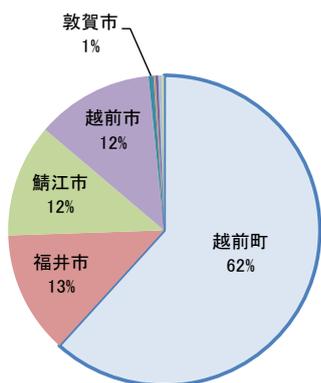
		通勤	通学	計
居住地	越前町	5,699	434	6,133
	福井市	553	32	585
	鯖江市	750	70	820
	越前市	584	8	592
	その他	230	10	240
	計	7,816	554	8,370



#### 【平成2年】

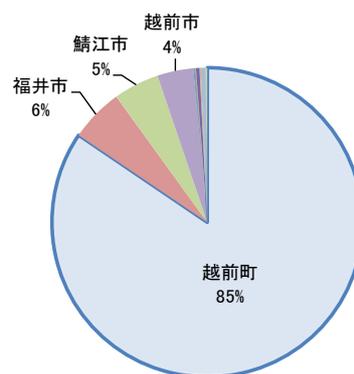
■越前町に居住する通勤・通学者数

		通勤	通学	計
通勤・通学地	越前町	8,403	796	9,199
	福井市	1,537	368	1,905
	鯖江市	1,683	70	1,753
	越前市	1,561	253	1,814
	その他	209	29	238
	計	13,393	1,516	14,909



■越前町への通勤・通学者数

		通勤	通学	計
居住地	越前町	8,403	796	9,199
	福井市	465	139	604
	鯖江市	450	67	517
	越前市	391	20	411
	その他	150	4	154
	計	9,859	1,026	10,885



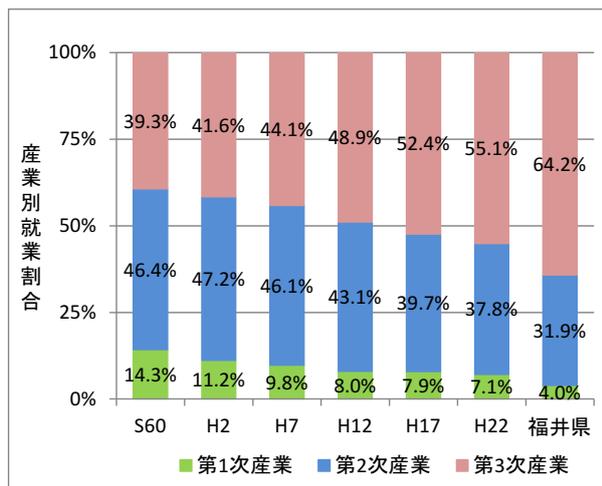
### (3) 産業

#### ①産業別就業構造

平成 22 年における就業者の合計は、11,552 人となっています。

産業別の割合をみると、第 1 次産業と第 2 次産業が減少し、第 3 次産業が増加しており、産業構造の高次化が進んでいます。

福井県平均と比較すると、第 1 次産業と第 2 次産業の割合が高くなっています。



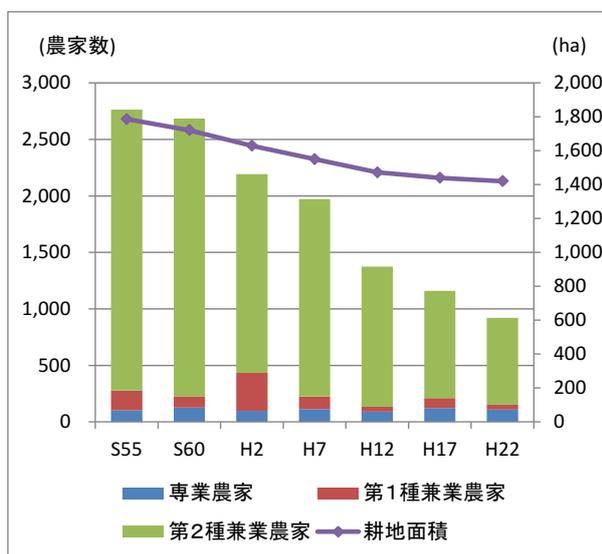
資料：国勢調査

#### ■産業別就業割合の推移

#### ②農業

平成 22 年における販売農家数は 922 戸で、減少傾向が続いており、昭和 55 年時点の約 3 割となっています。

耕地面積も減少傾向にあり、昭和 55 年時点から約 2 割減少しています。



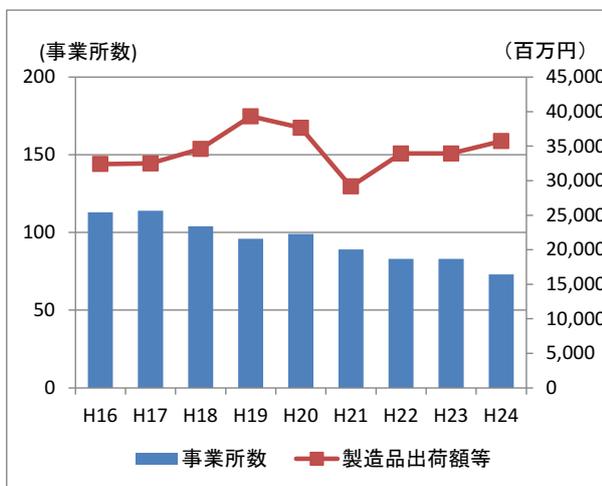
資料：農林業センサス、福井作物統計

#### ■農家数、耕地面積の推移

#### ③工業

平成 22 年の事業所数は 73 件で、減少傾向が続いています。

製造品出荷額等は、約 350 億円となっており、最近 10 年は増減もみられますが、ほぼ横ばいになっています。



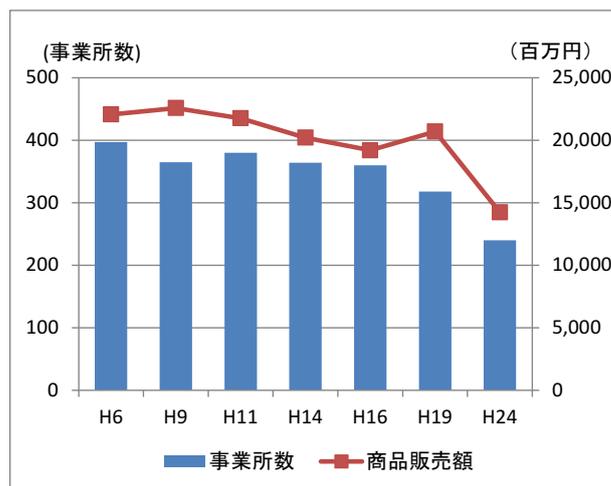
資料：福井県の工業

#### ■事業所数、製造品出荷額等の推移

#### ④商業

平成 24 年の事業所数は、240 件で、減少傾向にあります。

商品販売額は、約 140 億円となっており、平成 19 年には一度増加したものの、経年的には減少傾向を示しています。



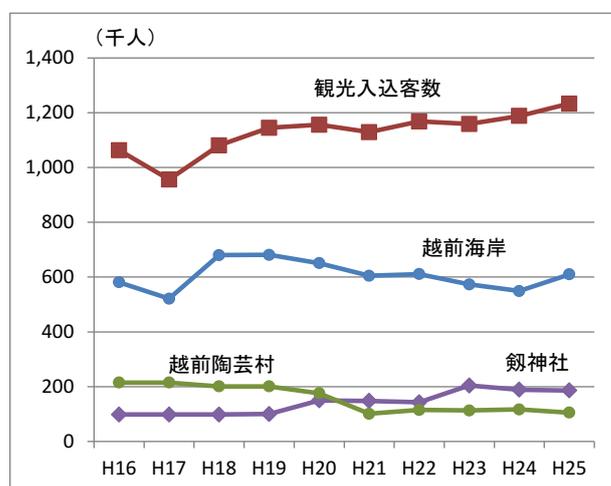
資料：福井県の商業

#### ■事業所数、商品販売額の推移

#### ⑤観光

観光入込客数は、近年増加傾向を示しており、平成 25 年には 1,233 万となっています。

主要観光地である「越前海岸」、「劔神社」、「越前陶芸村」の観光入込客数は、ともに概ね横ばい傾向にあります。



資料：福井県観光入込数（推計）

#### ■観光入込客数の推移

#### (4) 都市計画区域、用途地域

本町には、「丹南都市計画区域」と「織田都市計画区域」が指定されています。

「丹南都市計画区域」は、越前市、鯖江市を主体に本町の一部（朝日地区）を一体の区域として指定したもので、本町の指定面積は2,171haです。

「織田都市計画区域」は、本町の織田地区、宮崎地区の一部に指定したもので、指定面積は1,033haです。

2つの都市計画区域には、本町全体の約6割となる13,592人が居住しています。

また、越前地区には都市計画区域は指定されていません。

用途地域は、2つの都市計画区域で378.2haが指定されており、住居系用途地域が約6割を占めています。また、用途地域内には、本町全体の約3割となる6,600人が居住しています。

	面積 (ha)	人口 (人)	行政区画	
			面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
丹南都市計画区域（越前町）	2,171	7,863	152.96 (20.9%)	23,160 (58.7%)
織田都市計画区域	1,033	5,729		
計	3,204	13,592		

都市計画区域人口：平成26年3月

行政区画人口：平成22年国勢調査

	用途地域 (ha)							人口 (人)
	第1種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	近隣商業 地	準工業 地	工業地域		
丹南都市計画区域 （越前町）	144.0	4.0	14.0	64.8	10.9	41.3	9.0	3,783
織田都市計画区域	234.2	36.4	15.0	93.6	8.0	71.3	9.9	2,817
計	378.2	40.4	29.0	158.4	18.9	112.6	18.9	6,600
	100.0%	60.2%			5.0%	34.8%		

#### (5) 越前加賀海岸国定公園

本町の沿岸部には、「越前加賀海岸国定公園」が指定されています。

越前加賀海岸国定公園は、石川県加賀市から福井県敦賀市赤崎までの海岸線と北潟湖や背後の越知山、六所山、城山などの丹生山地の一部などを含む海岸性公園です。

越前海岸は、日本海の激しい波浪を受けた海蝕崖や奇岩があり、東尋坊の柱状節理と越前岬周辺の海岸段丘や呼鳥門などが観光名所になっています。

越前地区の人口集積地の多くは、国定公園区域内に位置しています。



■越前加賀海岸国定公園

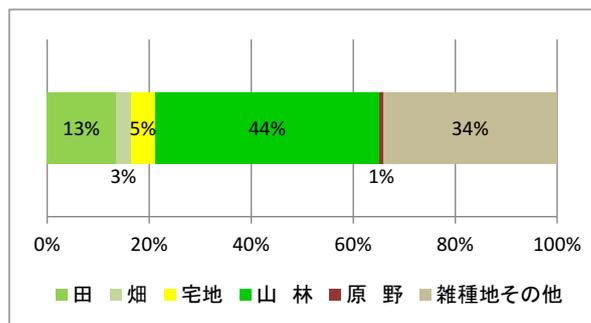
## (6) 土地利用

本町は、町域の半数近くを森林が占めており、緑豊かな地域を構成しています。

農地は、田畑をあわせて約2割を占めています。宅地は、5%程度となっています。

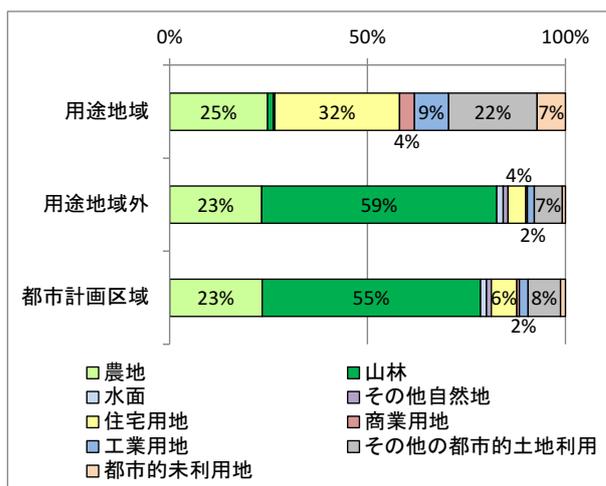
丹南都市計画区域（越前町）の土地利用は、区域全体の約半数を山林が占め、全体の約8割が自然的土地利用となっています。用途地域内は、住宅用地が約3割、工業用地が約1割を占めているものの、農地や未利用地が多く残っており、約3割は都市的な土地利用が行われていません（農地25%、都市的未利用地7%）。

織田都市計画区域の土地利用は、区域全体の約6割が自然的土地利用となっています。用途地域外の約4割は農地として利用されています。用途地域内は、朝日地区と同様に農地や未利用地が多く残っており、約3割は都市的な土地利用が行われていません（農地27%、都市的未利用地6%）。

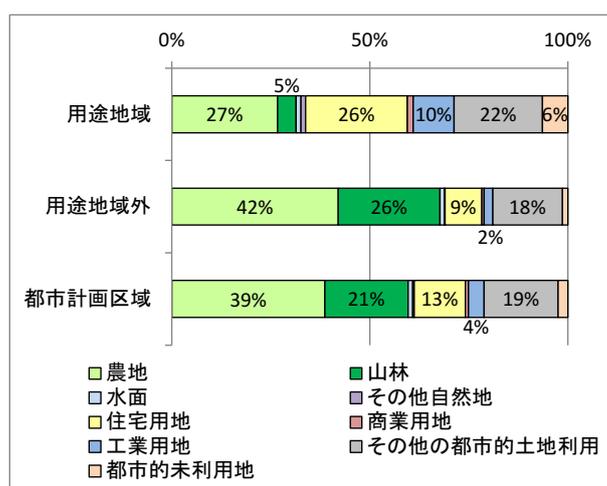


■地目別土地利用状況（平成25年）

### 《丹南都市計画区域（越前町）》



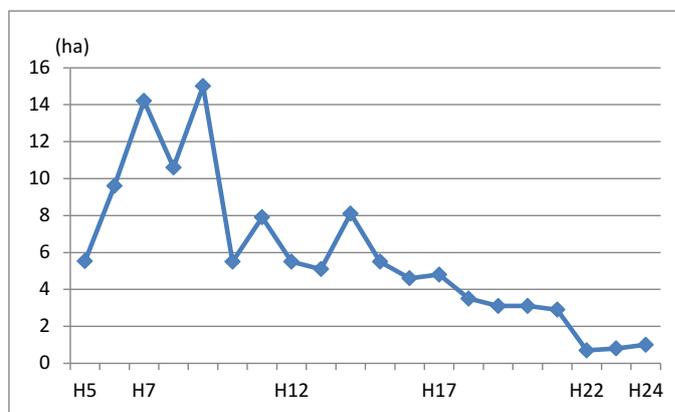
### 《織田都市計画区域》



資料：平成22年度 丹南都市計画区域都市計画基礎調査 平成21年度 織田都市計画基礎調査

### ■区域別の土地利用現況（構成比）

本町全体での農地転用の状況を見ると、平成9年をピークに減少傾向にあり、近年は1ha程度にまで減少しており、新規の宅地需要の低下がみられます。

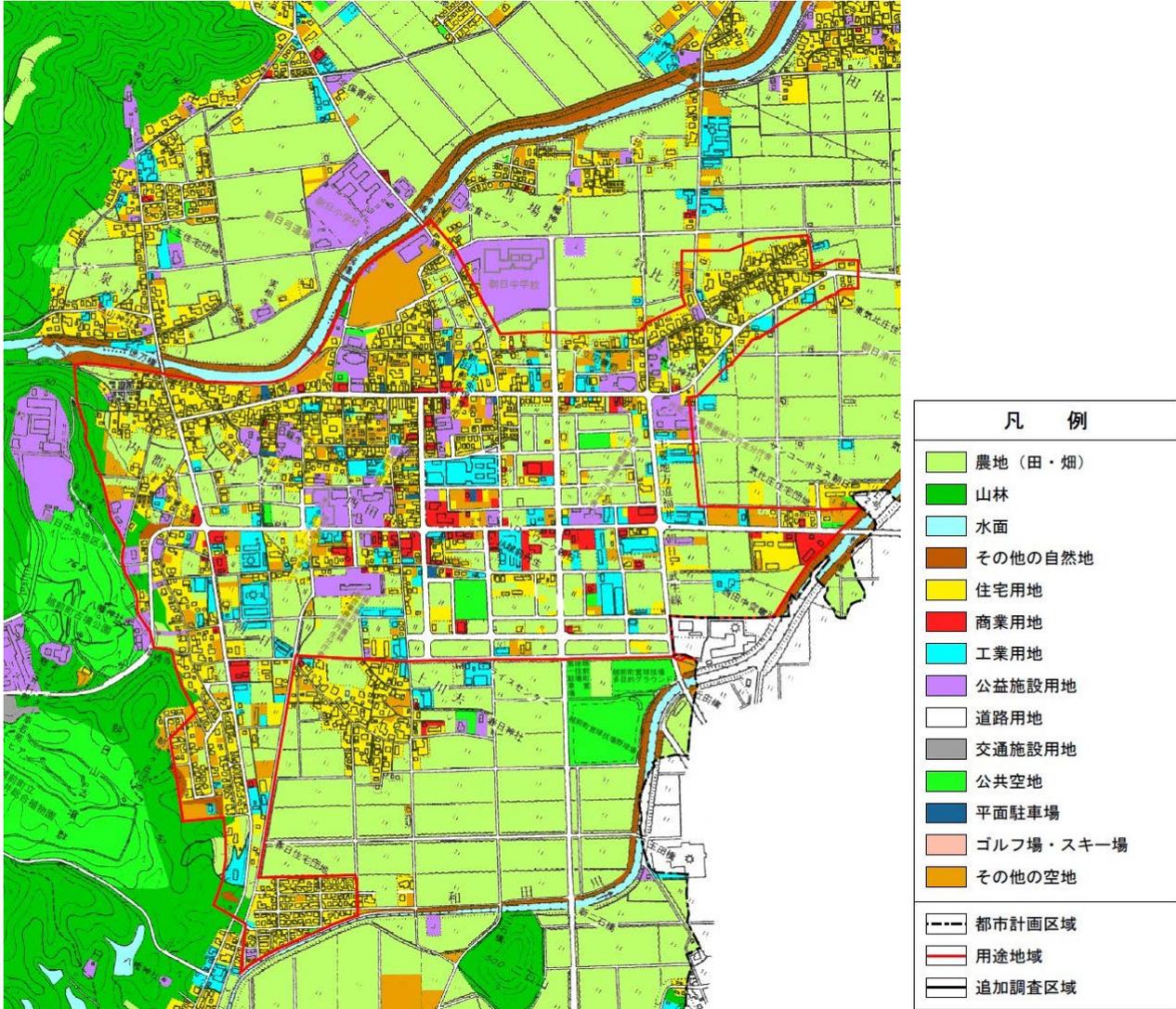


資料：福井県統計年鑑

### ■農地転用の推移

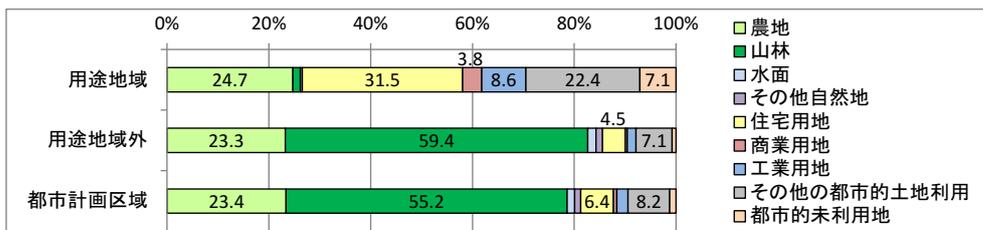
<朝日地区>

- ・用途地域内の住居系の土地利用は、既存の主要道路の沿線を中心に集積しています。
- ・商業・業務系土地利用は、国道 417 号沿線に分布しています。
- ・工業系は、用途地域内に広く分布しています。
- ・土地区画整理事業で基盤整備された地区に農地が多く残っています。



資料：平成 21 年度丹南都市計画区域基礎調査

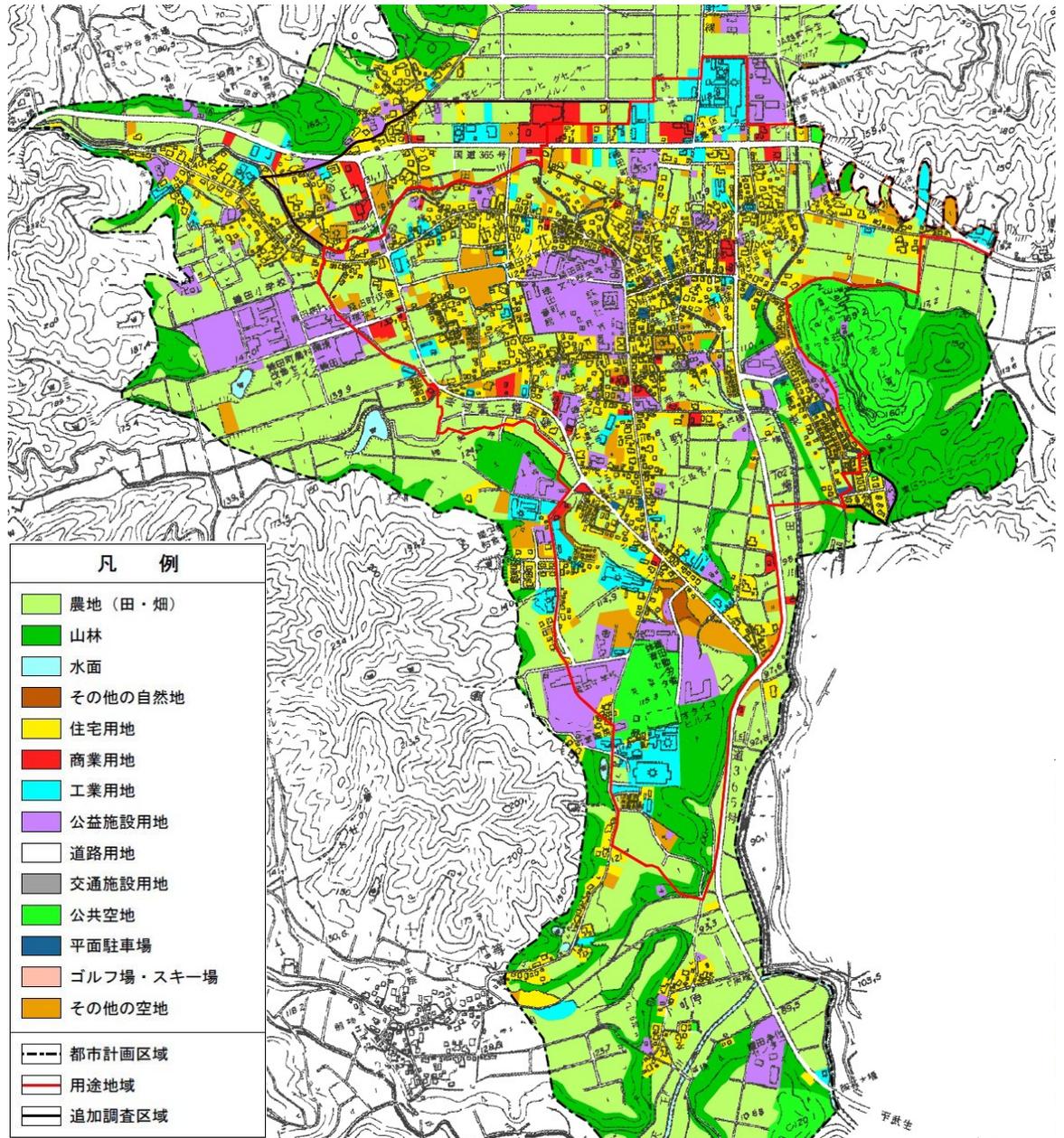
■土地利用現況（朝日地区）



■区域別土地利用現況（構成比）（朝日地区）

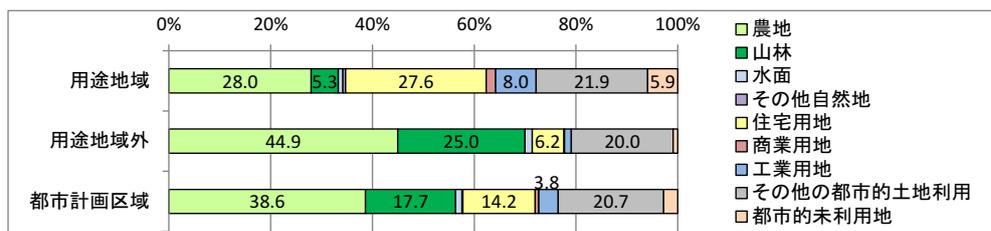
<織田地区>

- ・住居系土地利用は、劔神社を中心に一団の集積があり、密集した住宅地を形成しています。
- ・商業・業務系土地利用は、国道 365 号、(一)鯖江織田線の沿線に分布しています。
- ・工業系は、準工業地域指定地区を中心に分布しており、一部住居系との混在も見られます。



資料：平成 20 年度織田都市計画区域基礎調査

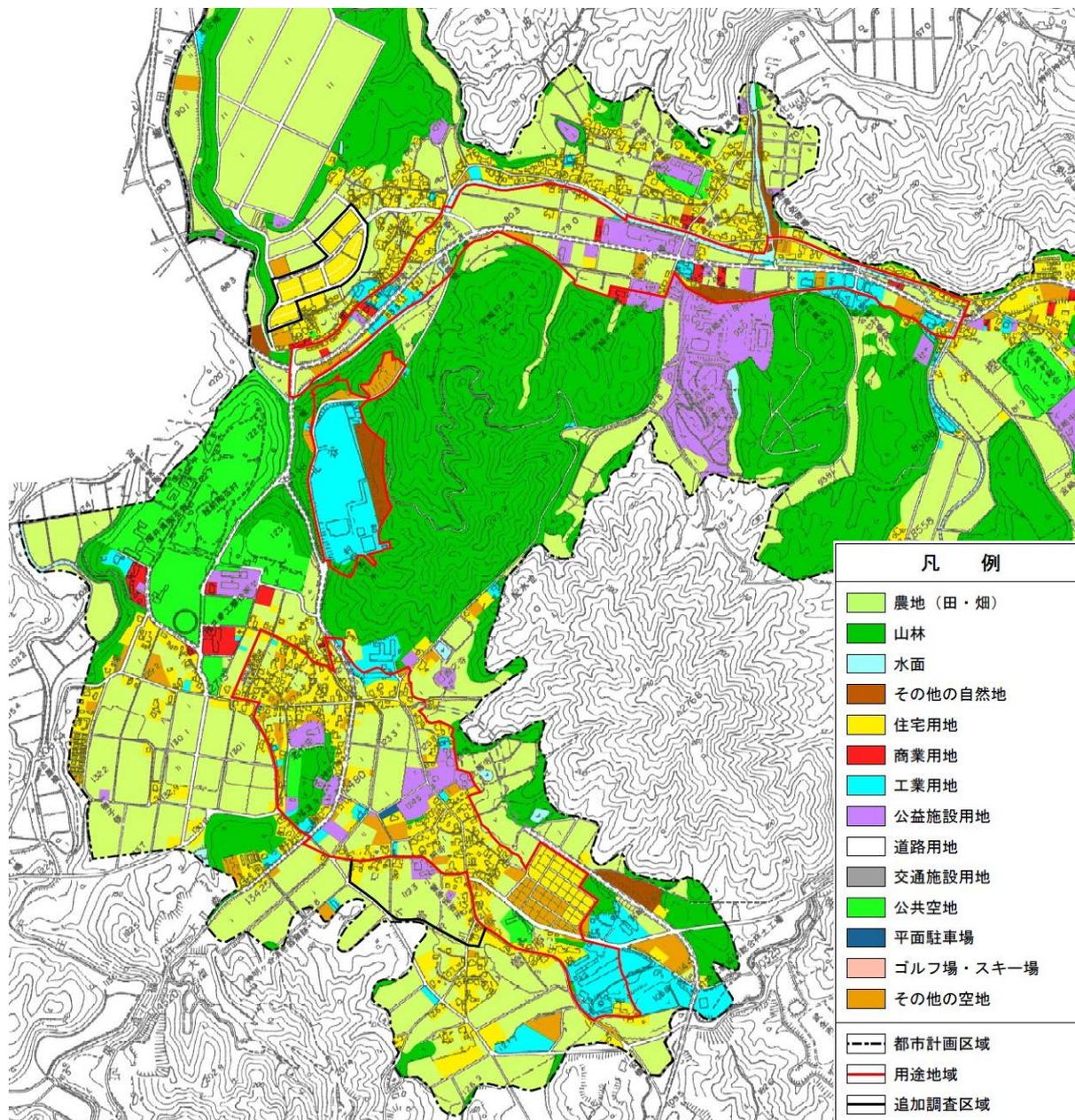
■土地利用現況 (織田地区)



■区域別土地利用現況 (構成比) (織田地区)

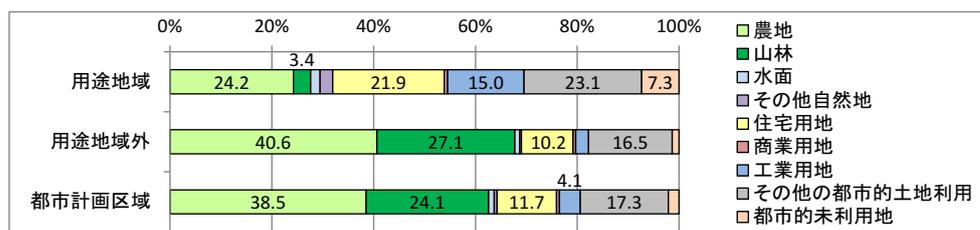
<宮崎地区>

- ・国道 365 号沿道の江波地区は、既存集落は少なく、公共施設や商業・業務系土地利用が集積しています。
- ・小曾原地区は、既存集落及び住宅団地による住宅地が形成されています。
- ・工業系土地利用は、国道 365 号沿道及び工業地域、準工業地域指定地区に集積しています。



資料：平成 20 年度織田都市計画区域基礎調査

■土地利用現況（宮崎地区）



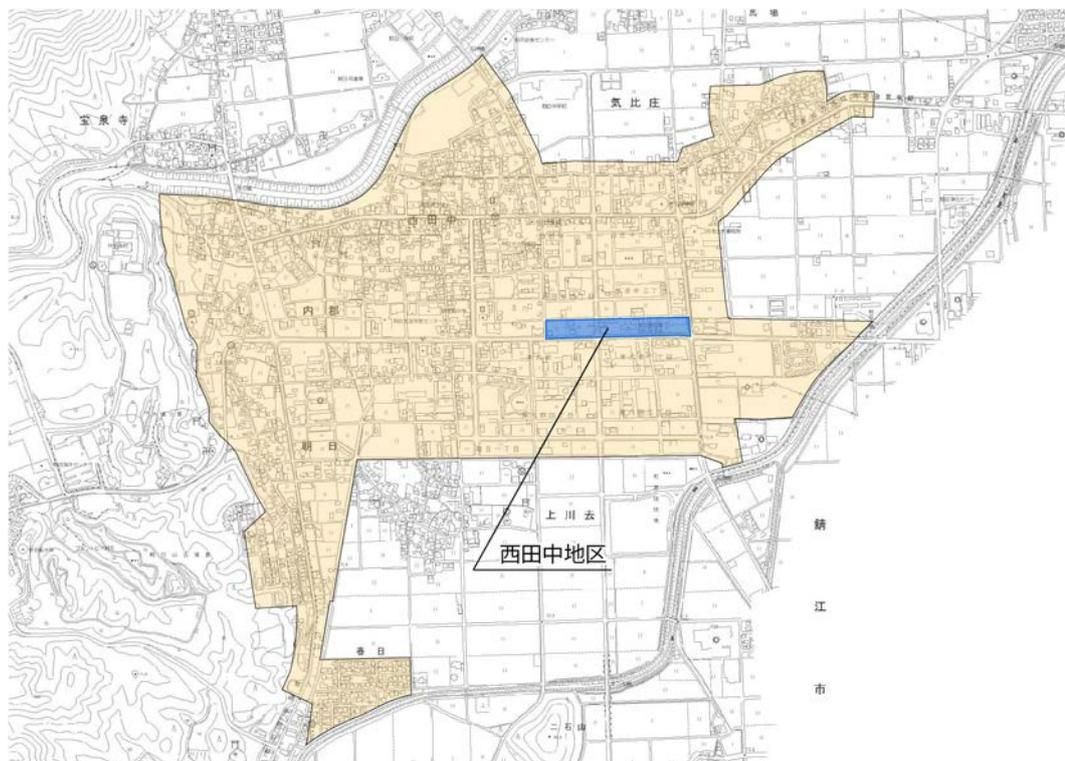
■区域別土地利用現況（構成比）（宮崎地区）

(7) 地区計画

本町の地区計画は、西田中地区の1ヵ所が計画決定されています。

都市計画区域名	地区名	面積 (ha)	地区計画のねらい	最終決定年月日
丹南都市計画区域	西田中地区	2.2	良好な沿道環境の形成	H8. 4. 1

区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、町中心部の東に位置し、国道 417 号を骨格とした町の玄関口となる地区である。 このため、建築物の規制・誘導を積極的に推進し、町の玄関口にふさわしい土地利用を図るとともに、良好な沿道環境を形成・保持することを目標とする。
	土地利用の方針	隣接する住宅地の環境保護を図りながら、国道 417 号の沿道となる地区特性を活かした沿道サービス型の土地利用を図る。
	建築物の整備方針	朝日町景観づくり基本計画を踏まえて、良好な道路軸景観、沿道環境の形成を図るため、建築物の壁面の位置等の制限を行う。
地区整備計画	用途の制限	地区内に建築することのできない建築物は、建築基準法別表第二(ち)項の各号並びに(ほ)項第二号及び第三号に記載するものとする。
	壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又は、これに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 1. 道路境界線より 1.5m とする。 2. 隣地境界線より 1.5m とする。
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁若しくはその他戸外から望見される部分又はかき若しくはさく等の意匠は、街並みに調和した落ち着いた落ち着きのあるデザイン及び色調とする。



■地区計画の位置

## (8) 都市施設

### ①都市計画道路

本町では、都市計画道路として14路線（幹線街路13路線、特殊街路1路線）を計画決定しており、総延長は23.96kmとなっています。

現在、11路線が改良済であり、市街地の骨格を形成する都市計画道路は概ね整備が完了しています。

また、全路線の改良率は84.4%であり、県内の他市町と比べ高い整備水準となっています。

#### ■都市計画道路の整備状況

	計画決定延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率 (%)
丹南都市計画区域(越前町)	12.28	8.54	69.5
織田都市計画区域	11.68	11.68	100.0
計	23.96	20.22	84.4

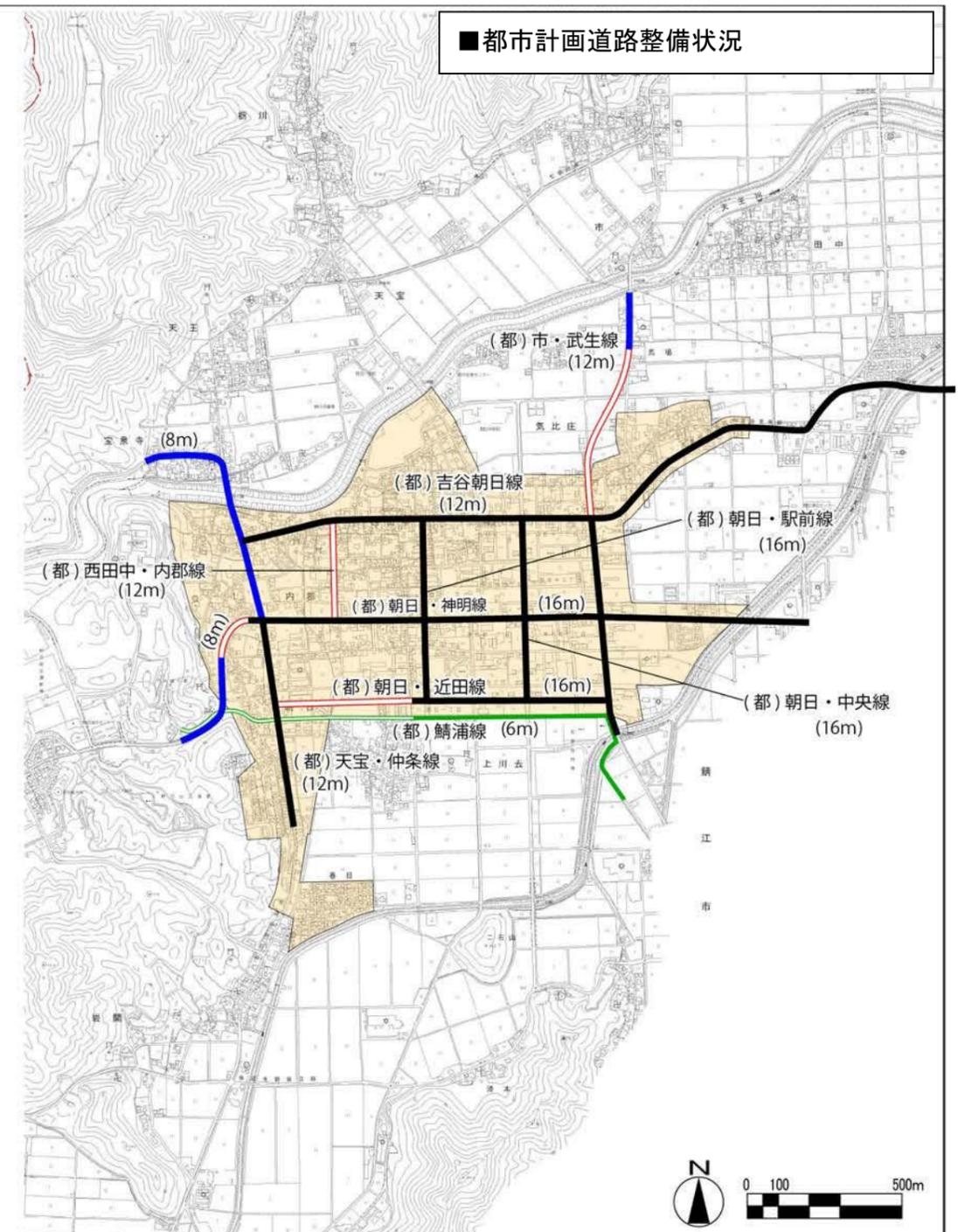
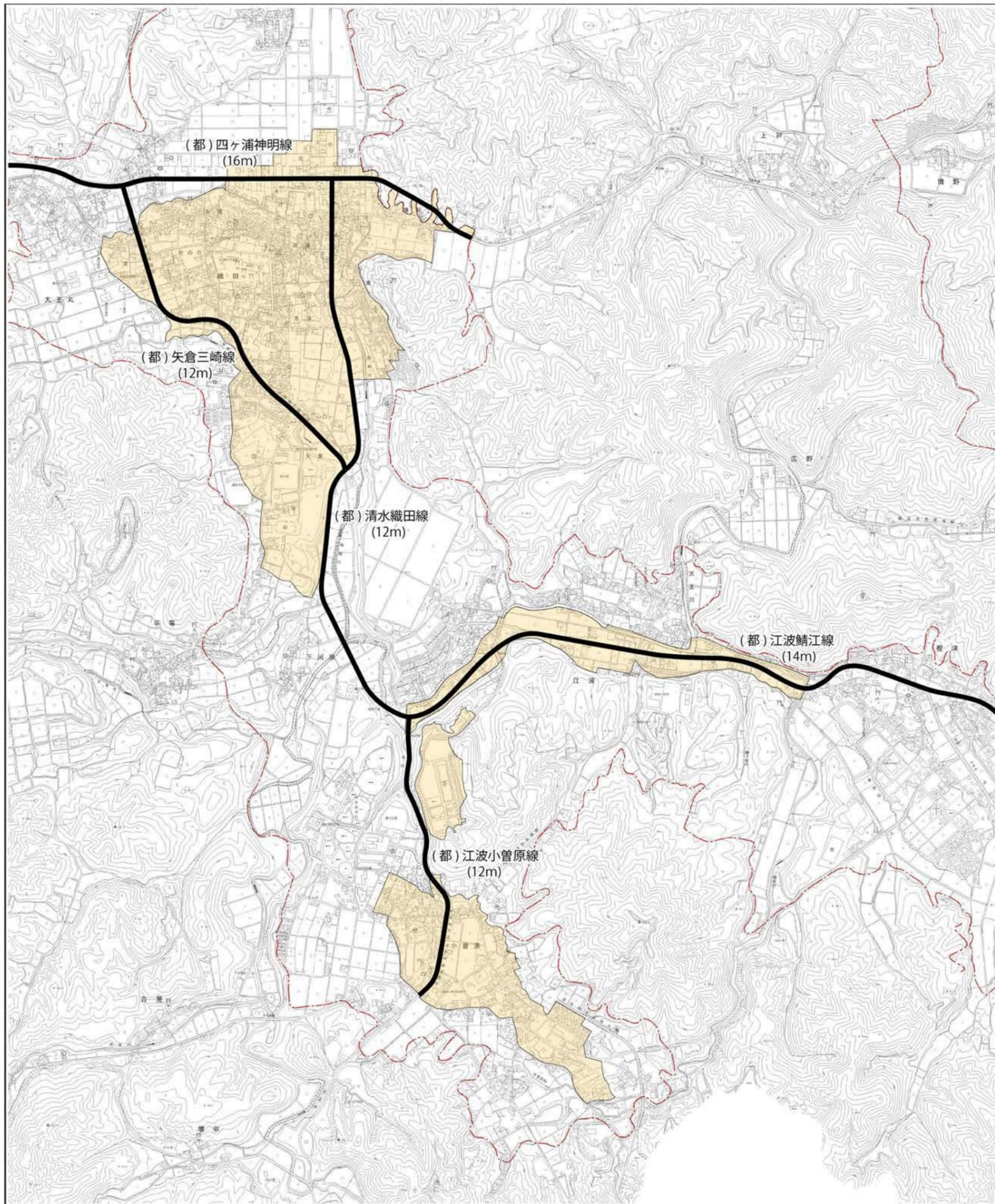
資料：庁内資料（平成26年3月31日現在）

#### <丹南都市計画区域>

	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	内 越前町 区間延長 (m)	整備済 延長 (m)	未整備 延長 (m)
3・4・2	吉谷・朝日線	12	9,040	2,440	2,440	—
3・4・3	朝日・神明線	16	4,770	1,830	1,830	—
		8	550	550	—	550
3・5・8	天宝・仲条線	12	1,240	1,240	840	400
		8	450	450	—	450
3・4・9	朝日・中央線	16	600	600	600	—
3・5・10	市・武生線	12	1,390	1,390	700	690
3・4・11	朝日・近田線	16	1,100	1,100	650	450
3・5・12	朝日・駅前線	16	220	220	220	—
		15	420	420	420	—
3・5・13	西田中・内郡線	12	320	320	—	320
幹線道路 計				10,560	7,700	2,860
8・7・2	鯖浦線	6	1,720	1,720	840	880
特殊街路 計				1,720	840	880
都市計画道路 計				12,280	8,540	3,740

#### <織田都市計画区域>

	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	内 越前町 区間延長 (m)	整備済 延長 (m)	未整備 延長 (m)
3・4・1	四ヶ浦神明線	16	2,580	2,580	2,580	—
3・5・2	清水織田線	12	2,500	2,500	2,500	—
3・5・3	矢倉三崎線	12	1,700	1,700	1,700	—
3・5・4	江波小曾原線	12	1,100	1,100	1,100	—
		14	300	300	300	—
3・5・5	江波鯖江線	14	3,500	3,500	3,500	—
都市計画道路 計				11,680	11,680	—



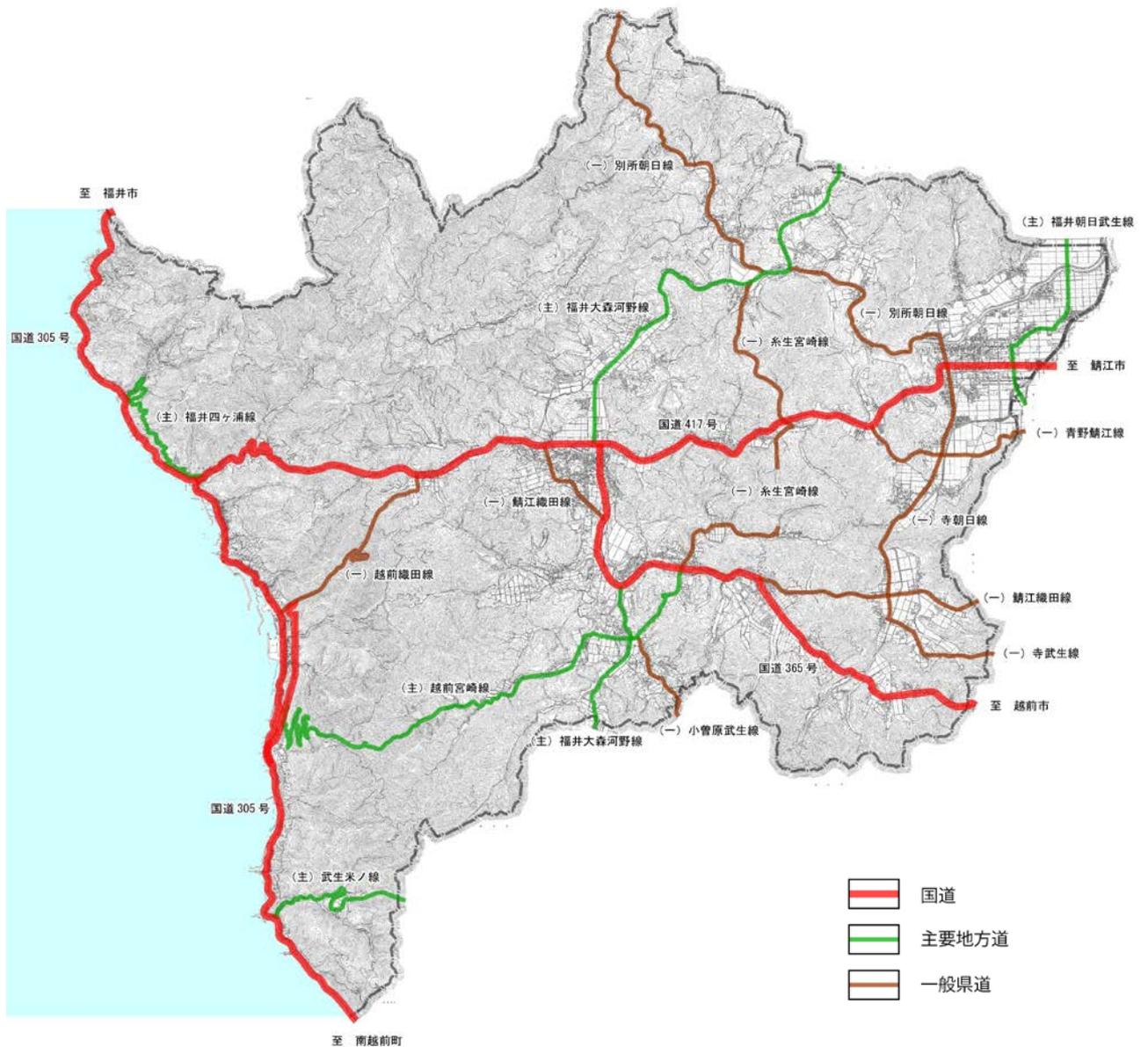
<幹線街路>		凡 例	
	整備済		
	概成済		
	未整備		
<特殊街路>			用途地域
	整備済		都市計画区域
	未整備		

本町の主要な道路には、国道3路線、主要地方道5路線、一般県道8路線があります。

国道305号は、海岸沿いに位置し、福井市及び南越前町を連絡しています。国道365号は、本町を東西に横断しており、海岸部と越前市を連絡しています。国道417号は、織田地区で国道365号から分岐し、鯖江市を連絡しています。

その他、主要地方道、一般県道が地域の主要な道路ネットワークを形成しており、隣接市町との連絡や町内の移動を支えています。

近年の整備は、平成18年供用の国道365号梅浦バイパス（上山中―梅浦、1.0 km）、平成19年供用の国道417号青野～鎌坂バイパス（4.3 km）、平成22年供用の国道305号越前バイパス（道口―茂原 2.8 km）、平成24年供用の（一）別所朝日線（横山―宝泉寺、1.5 km）があります。また、平成27年9月には国道365号（舟場・八田、1.4 km）の拡幅整備が完了し供用しています。



■道路現況（国道、県道）

## ②都市公園

本町では、都市公園として街区公園 6 箇所、近隣公園 1 箇所、地区公園 2 箇所、総合公園 2 箇所を供用しており、供用面積は 28.84ha に及んでいます。

住民 1 人当たり面積は 12.45 m<sup>2</sup>となり、都市公園法に基づく都市公園の住民 1 人当たり標準面積 10 m<sup>2</sup>を上回っています。

### ■都市公園の整備状況

種 別	供用面積 (ha)	住民 1 人当たり面積 (m <sup>2</sup> /人)
街区公園	1.94	0.84
近隣公園	2.20	0.95
地区公園	7.40	3.20
総合公園	17.30	7.47
公園 計	28.84	12.45

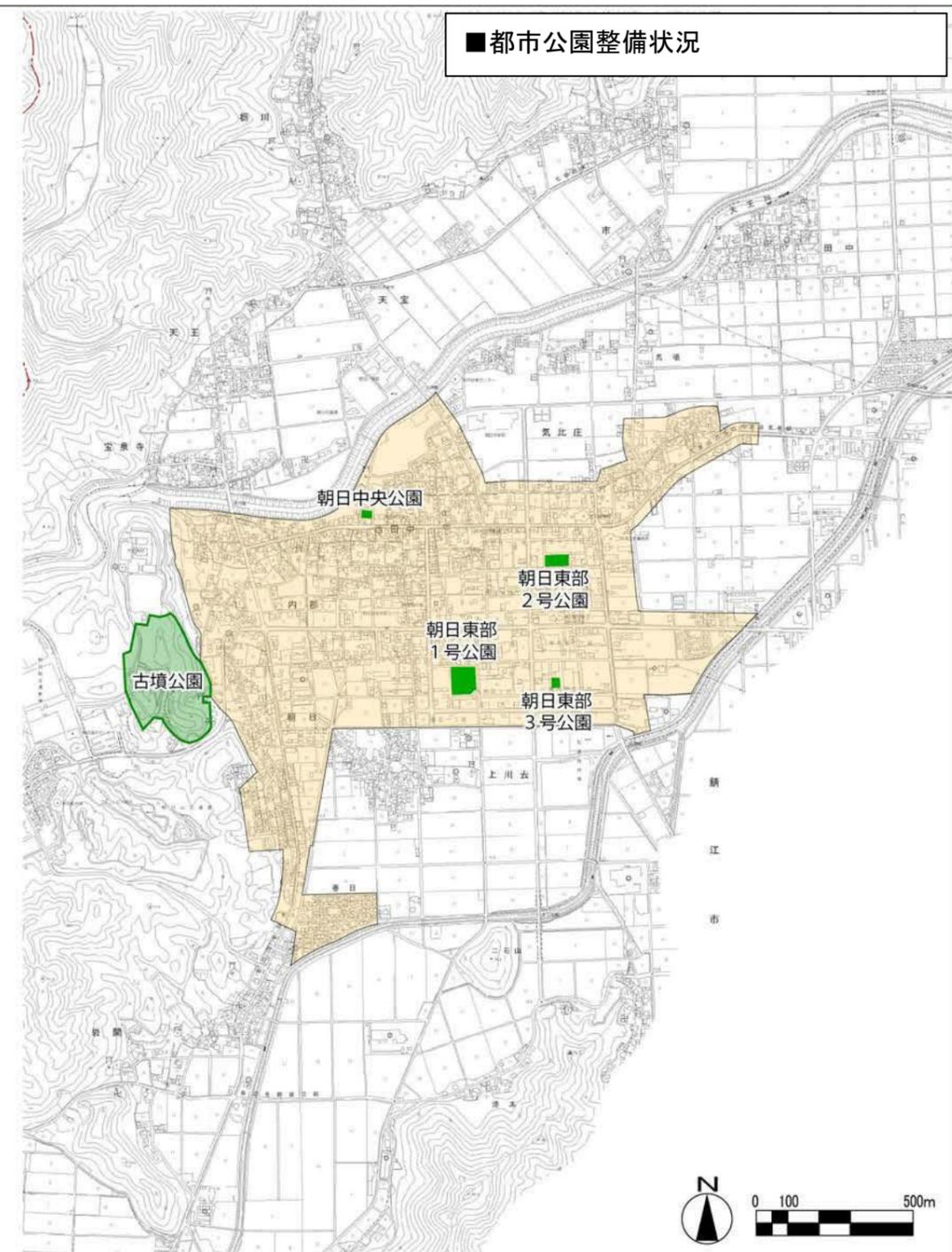
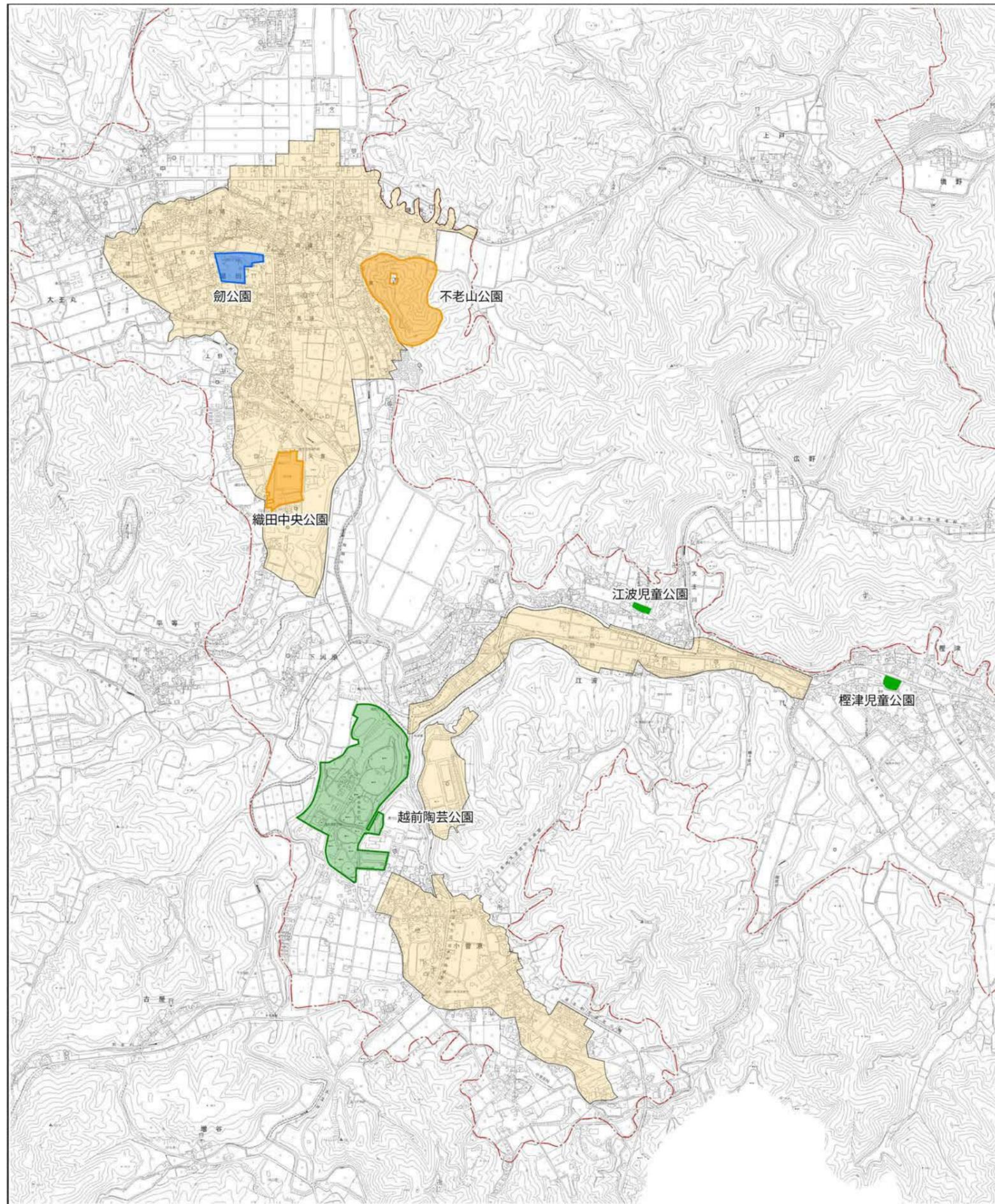
資料：庁内資料（平成 26 年 3 月 31 日現在）

### <丹南都市計画区域>

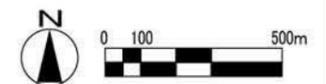
種 別	名 称		計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
	番 号	公 園 名		
街 区	2・2・54	朝日中央公園	0.16	0.16
	—	東部 1 号公園	—	0.85
	—	東部 2 号公園	—	0.30
	—	東部 3 号公園	—	0.08
計			0.16	1.39
総 合	5・4・4	古墳公園	9.50	5.50
計			9.66	6.89

### <織田都市計画区域>

種 別	名 称		計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
	番 号	公 園 名		
街 区	2・2・1	樫津児童公園	0.25	0.25
	2・2・2	江波児童公園	0.30	0.30
計			0.55	0.55
近 隣	3・3・1	劔公園	2.20	2.20
地 区	4・3・1	織田中央公園	3.40	3.40
	4・4・2	不老山公園	4.00	4.00
計			7.40	7.40
総 合	5・5・1	越前陶芸公園	20.40	11.80
計			30.55	21.95



■都市公園整備状況



凡 例	
	街区公園
	近隣公園
	地区公園
	総合公園
	用途地域
	都市計画区域

### ③下水道

本町の下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、小規模集合排水処理施設など、地域の実情にあわせた処理施設の整備により環境衛生の向上に努めており、下水道普及率は99.0%（平成21年度）と県内平均（82.7%）よりも高くなっています。

#### ■下水道の整備状況

処理区分	処理区数	処理区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)	処理区名	普及率(%)
公共下水道	2	11,359	10,588	93.2	朝日、織田	99.0
特定環境公共下水道	3	3,197	2,858	89.4	宮崎、萩野、山中	
農業集落排水	11	4,146	3,905	94.2	上糸生、糸生中部、糸生東部、大畑、宮崎東部、宮崎中部、宮崎西部、左右、玉川、六呂師、上戸、入尾・笈松	
漁業集落排水	1	5,224	3,693	70.7	越前北部、越前南部	

資料：庁内資料（平成22年3月31日現在）

#### ■下水道の整備状況

種別	全体計画面積(ha)	整備面積(ha)	供用開始年月
公共下水道	834	608	S61.3
特定環境保全公共下水道	58	59	H1.4

資料：福井県の都市計画（平成27年3月31日現在）

	方式の種類	計画					供用					整備率(%)
		排水区域(ha)	処理区域(ha)	下水管渠(m)	処理場		排水区域(ha)	処理区域(ha)	下水管渠(m)	処理場		
					箇所数	面積(m <sup>2</sup> )				箇所数	面積(m <sup>2</sup> )	
丹南 都市計画区域 (越前町)	分流式	429	429	89,700	1	10,000	381	381	81,643	1	10,000	88.8
織田 都市計画区域	分流式	254	254	79,891	1	12,300	230	230	60,423	1	12,300	90.6

資料：平成26年都市計画現況調査（平成26年3月31日現在）

(9) 市街地開発事業（土地区画整理事業）

本町の土地区画整理事業の実績は、8地区、62haとなっています。また現在、気比庄地区の施行が進められています。

■土地区画整理事業の状況

	都市計画決定		実施状況					
			施行済		施行中		合計	
	地区数 (箇所)	面積 (ha)	地区数 (箇所)	面積 (ha)	地区数 (箇所)	面積 (ha)	地区数 (箇所)	面積 (ha)
丹南都市計画区域（越前町）	2	41.3	4	45.5	1	3.7	5	49.2
織田都市計画区域	2	7.1	3	12.8	—	—	3	12.8
計	4	48.4	7	58.3	1	3.7	8	62.0

	地区名	都市計画決定	面積 (ha)	施行状況	施行者
丹南 都市計画区域 (越前町)	朝日東部	○	37.6	施行済	公共団体
	新庄		1.9	施行済	組合
	内郡		3.1	施行済	組合
	朝日ヶ丘		2.9	施行済	個人
	気比庄	○	3.7	施行中	公共団体
織田 都市計画区域	森の腰	○	1.7	施行済	組合
	北	○	5.5	施行済	公共団体
	宮崎村小曾原		5.6	施行済	個人

(10) 空き家再生

本町では、人口減少に伴う空き家対策として、防災・防犯上危険な空き家を取り壊し、跡地にポケットパークを整備する「安心で潤いのあるまちづくり事業」を実施しています。

この事業は、土地や建物を本町に寄附された特定空き家を対象として、平成19年から22件を実施しました。



(整備前)



(整備後)

■実施箇所（三崎地区）

## (11) 公共交通

公共交通は、交通事業者による路線バスが運行されており、京福バスが福井駅前及び清水プラント3を連絡し、福鉄バスが福井鉄道の神明駅及び越前武生駅を連絡しています。

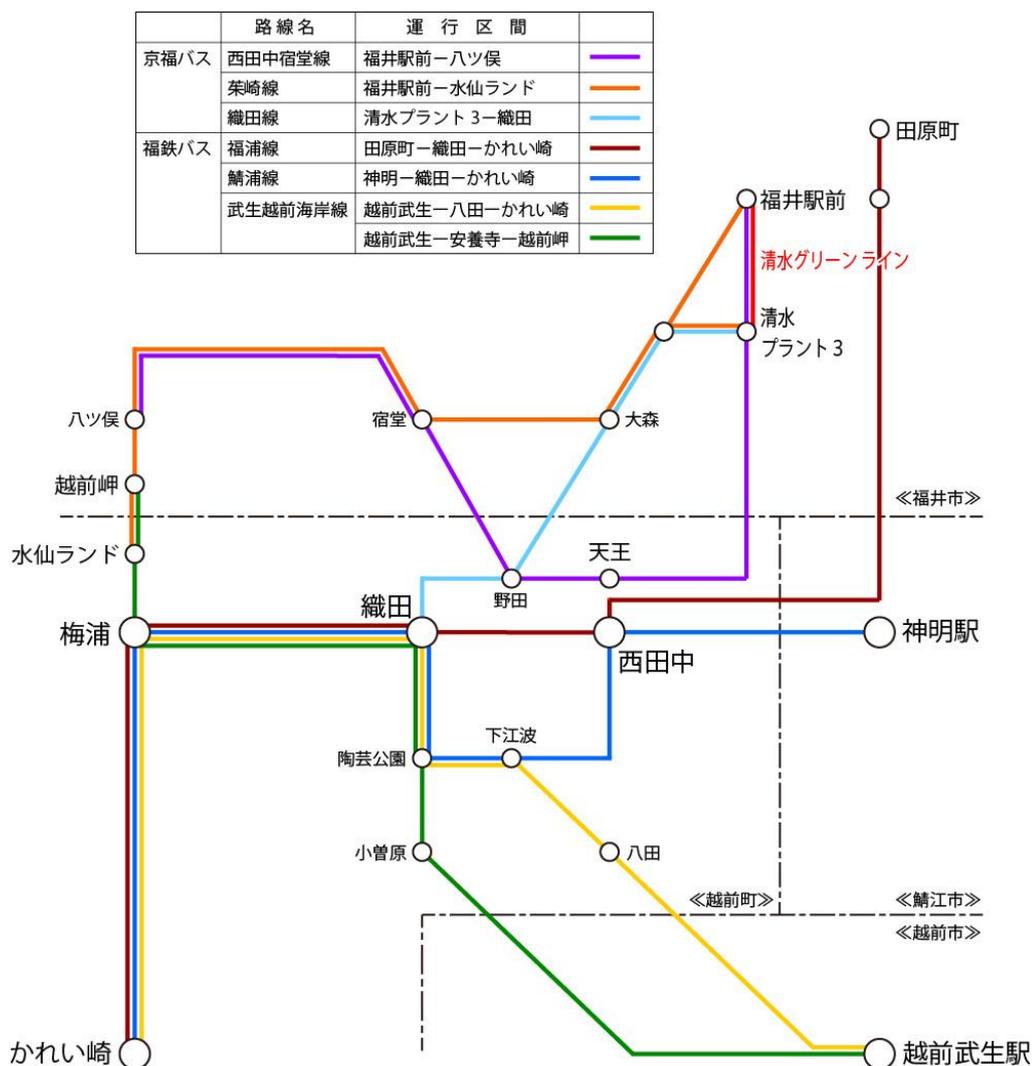
福井駅前方面へは、清水プラント3から高頻度（2便/時）に運行されている清水グリーンラインに接続する予約型のフィーダー路線として「ほやほや号」が運行されています。

また、町営のコミュニティバスが、路線バスを補完し、住民の生活交通を支えています。現在、町内を巡回する環状ルート（右回り、左回り）は、すべて定時運行で、休日以外は毎日運行しています。各地区を巡回するルートは、運行する曜日が設定され、越前地区巡回ルート以外は、一部デマンド方式になっています。

平成28年度には、子育て支援、定住促進を目的として、公共交通での高校通学の経済的な負担を軽減する支援制度が始まっています。

### ■コミュニティバスの運賃

- ・1乗車につき200円
- ・高齢者（70歳以上）、心身障がい者、小中高生は、1乗車につき100円  
（高齢者、心身障がい者の方は、公共交通割引カードの提示が必要）
- ・小学生未満は、無料
- ・目的地まで乗継ぎが必要な場合は、乗継券を発行



■路線バスの運行ルート

■路線バスの運行状況（便数）

<京福バス>

路線名		運 行 区 間	平日	土日休	備考
西田中宿堂線	上り	八ツ俣 → 福井駅前	1	1	
		天王 → 福井駅前	2	2	
		天王 → 清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3	7	7	ほやほや号
		天王 → 清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3	3	2	
		宿堂 → 天王	1	1	
		計	14	13	
	下り	福井駅前 → 八ツ俣	1	1	
		福井駅前 → 天王	2	2	
		清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3 → 天王	8	7	ほやほや号
		清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3 → 天王	1	1	
		清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3 → 宿堂	2	1	
		計	14	12	
菜崎線	上り	水仙ﾗﾝﾄﾞ入口 → 福井駅前	5	4	
		水仙ﾗﾝﾄﾞ → 若杉第2	5	5	ほやほや号
		清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3 → 若杉第2	3	3	ほやほや号
		計	13	12	
	下り	福井駅前 → 水仙ﾗﾝﾄﾞ入口	5	4	
		若杉第2 → 水仙ﾗﾝﾄﾞ	6	6	ほやほや号
		福井駅前 → 清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3	1	1	ほやほや号
		若杉第2 → 清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3	3	3	ほやほや号
		計	15	14	
		織田線	上り	織田 → 清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3	2
織田 → 清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3	7			7	ほやほや号
計	9			9	
下り	清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3 → 織田		3	2	
	清水ﾌﾟﾗﾝﾄ3 → 織田		6	6	ほやほや号
	計		9	8	

<福鉄バス>

路線名		運 行 区 間	平日	土日休	備考
福浦線	上り	かれい崎 → 織田	3	2	
		織田 → 田原町	3	2	西田中経由
	下り	田原町 → 織田	4	4	西田中経由
		織田 → かれい崎	4	4	
鯖浦線	上り	かれい崎 → 織田	3	—	
		織田 → 神明	9	5	
	下り	神明 → 織田	10	5	
		織田 → かれい崎	3	—	
武生越前海岸線	上り	かれい崎 → 織田	6(5)	4	
		織田 → 越前武生	6(5)	4	八田経由
	下り	越前武生 → 織田	6	4	八田経由
		織田 → かれい崎	7	4	土：5
	上り	越前岬 → 織田	1	—	
		織田 → 越前武生	1	—	安養寺経由
		下り	越前武生 → 織田	1	—
下り	織田 → 越前岬	1	—		

( ) : 休校日

## ■コミュニティバス フレンドリー号の運行内容

ルート名・時刻表	運行日	運行便数	巡回する主な公共施設
1 環状ルート(右・左)平日	月～金	右左回り各4(0)	泰澄の杜、幸若苑、陶寿園、織田病院、越前町役場、宮崎コミュニティセンター、織田コミュニティセンター、西田中バスターミナル、織田バスターミナル など
2 環状ルート(右・左)土曜日	土	右左回り各2(0)	
3 朝日地区巡回ルート	月～金 一部デマンド	6(2)	泰澄の杜、幸若苑、越前町役場、西田中バスターミナル など
4 宮崎地区巡回ルート	月～金 一部デマンド	6(1)	陶寿園、陶芸村、織田バスターミナル、織田病院 など
5 越前地区巡回ルート	月～金	5(0)	なぎさの湯、越前コミュニティセンター、織田病院、織田コミュニティセンター、アクティヴハウス、織田バスターミナル など
6 織田地区巡回ルート	月～金 一部デマンド	萩野：4(4) 上戸：4(4) 平等：4(4)	織田病院、織田コミュニティセンター、織田バスターミナル など
7 朝日地区乗り合いルート	月・水・木 一部デマンド	4(4)	泰澄の杜、幸若苑、越前町役場、西田中バスターミナル など
8 越前地区乗り合いルート	月・水・金 一部デマンド	3(3)	なぎさの湯、越前コミュニティセンター など
9 織田地区乗り合いルート	火・木 一部デマンド	4(2)	織田病院、織田コミュニティセンター、織田バスターミナル など

運休日：・日曜日

・運行便数：( ) 内は、デマンド方式区間のある便数

- ・年末年始(12月29日～1月3日)
- ・地区巡回ルート・乗合ルート(土曜日運休)
- ・織田地区巡回ルート(祝日運休)



※土曜日：環状ルートのみ運行

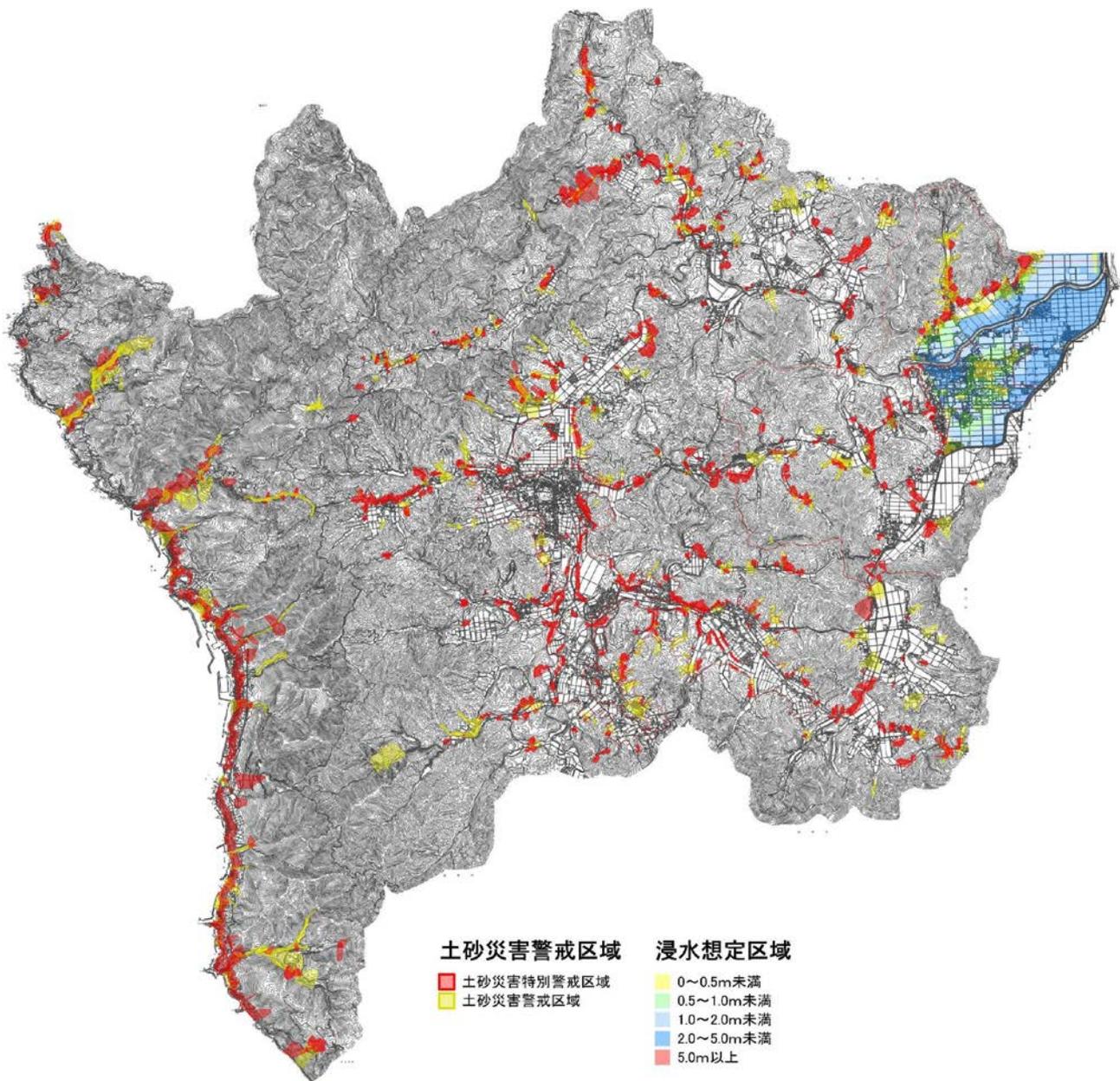
## ■コミュニティバス フレンドリー号 路線図

## (12) 災害対策

朝日地区には、天王川の洪水による浸水想定区域があり、用途地域が指定された区域を含む範囲に浸水が想定されています。これに対応するため、現在天王川の河川改修が進められています。また、洪水ハザードマップを作成、配布し、住民への防災意識の啓発に努めています。

越前地区における津波対策については、福井県が実施した津波シミュレーションによると梨子ヶ平付近で最大5.51m（満潮時）の津波が到達するとされており、この結果に基づき海拔表示板や津波ハザードマップ、幼い子どもや高齢者が高台へ避難するための避難路の整備を行っています。

土砂災害については、大雨等によって急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりなどが発生する恐れのある区域として土砂災害警戒区域が指定されています。指定区域は町内に広く分布し、越前地区の沿岸部の多くは土砂災害特別警戒区域に指定されています。土砂災害については、ハザードマップにより防災意識の啓発を行うとともに、避難に関する情報を提供しています。



■ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域

## 2. 上位関連計画の整理

(1) 第二次越前町総合振興計画（平成 28 年度－平成 37 年度）

≪基本構想≫

### ■まちづくりの基本理念

町民一人ひとりが幸せを実感し、  
誇りをもって充実した人生を歩み続ける  
ことができる「ふるさと越前町」の創生

【基本理念：5つの普遍的なコンセプト】



### ■基本目標

快適で安全に住み続けられるまちづくり  
誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり  
人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり  
人と仕事の活力みなぎるまちづくり  
ふるさとの個性を活かし交流を育むまちづくり  
持続可能な健全行財政のまちづくり

### ■将来像

人と技 <sup>みどり</sup> 海土里 織りなす 快適なまち

～越前 E-town brand のさらなる躍進～

風光明媚な自然環境や長年の歴史に培われた伝統文化、地域産業を自信と誇りを持った町民が守り育て、越前ならではの快適な住環境の創造と文化の香り高いまちづくりを推進します。

「人」：ひとづくり … 郷土愛にあふれ、もてなしの心を大切にする人々

「技」：産業づくり … 地域に根付いた優れた伝統技術と活力ある産業

「海土里」：自然と歴史の継承

### ■将来目標値

不可避である人口減少傾向を受け止めながらも、出生数や転入数の増加に寄与する施策・事業を推進することで人口減少を抑制し、平成 37（2025）年で 21,000 人、人口ビジョンの目標年次である平成 72（2060）年で 16,000 人の人口維持を目標とします。

#### 【将来目標人口】

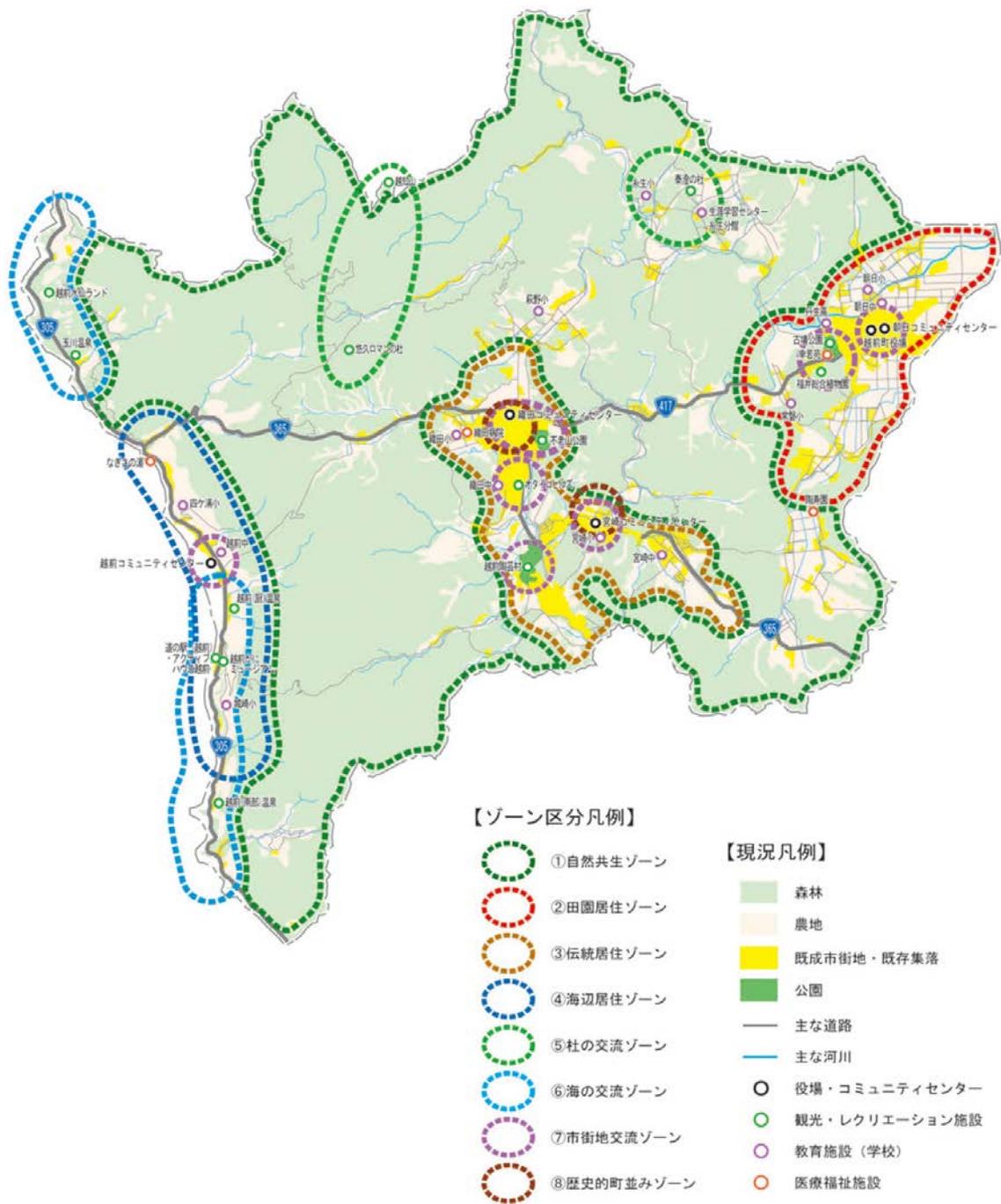
	平成 22 年	平成 37 年	平成 72 年
人口（国勢調査）	23,160 人	21,000 人	16,000 人

※平成 27 年国勢調査速報値：21,527 人

【将来目標人口の達成に向けた目標指標】

目標指標	基準値	目標値
町内の就業者数	7,899人（平成26年度）	8,000人（平成31年度）
創業支援件数	16件（平成26年度）	21件（平成31年度）
転出者数－転入者数	199人（平成26年）	100人（平成31年）
出生数	146人（平成26年度）	153人（平成31年度）
婚姻数	333件（平成26年度）	340件（平成31年度）
社会基盤関連施策※に対する町民の満足割合	42.9%（平成27年度）	50.0%（平成31年度）

※“安全・安心な生活環境の充実による「ふるさと越前町」創生戦略”に該当する施策区分



■土地利用構想図

《基本計画（抜粋）》

	現況と課題	施策方針
道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な道路網の整備と充実</li> <li>・町民と行政の協働による冬期の円滑な交通の確保</li> <li>・異常気象などに対応可能な除雪体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路網を強化し町内外の連携を支える</li> <li>○歩行者優先の道路整備を推進する</li> </ul>
憩いの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然を活かしたレクリエーション空間</li> <li>・まちの賑わいの拠点となる憩いの空間の確保</li> <li>・子どもの育成を支える身近で安全・安心な場の提供</li> <li>・町に彩りを与える緑化活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園や緑地の整備・充実を図る</li> <li>○緑化活動を推進する</li> </ul>
水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道及び簡易水道による給水</li> <li>・災害に強く衛生的な水道水の安定供給へ</li> <li>・簡易水道の事業運営の適正化</li> <li>・水道事業の健全運営と合理化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水道事業を改善し良質な水を供給する</li> <li>○水道事業の効率化と節水意識の高揚を図る</li> </ul>
下水道等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い下水道の普及</li> <li>・人口減少と施設の老朽化に伴う下水道事業のあり方の検討</li> <li>・下水道台帳の電子化の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な下水道整備を推進する</li> <li>○下水道事業の効率化を図る</li> </ul>
適正な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海・山・里に恵まれた農山漁村型の土地利用</li> <li>・人口減少を見据えた土地利用方針の必要性</li> <li>・美しいふるさと景観の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口減少を見据えた適正な土地利用を図る</li> <li>○美しいふるさと景観を守る</li> </ul>
宅地・住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の風土を伝える木造住宅</li> <li>・移住・定住に向けた住環境の整備</li> <li>・多様な町営住宅の供給と老朽化への対応</li> <li>・集落コミュニティを支える居住環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した住宅地の供給を図る</li> <li>○住宅の整備・充実を図る</li> <li>○伝統的な住宅建築を継承する</li> </ul>
総合的な空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少等による全国的な空き家の増加</li> <li>・空き家の不適切な管理による防災・衛生・景観等への影響</li> <li>・「越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例」に基づく対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な空き家対策を推進する</li> <li>○空き家の流通を促進する</li> </ul>
公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な地域公共交通網の構築に向けた法制度の整備</li> <li>・コミュニティバス「フレンドリー号」の需給バランスの改善</li> <li>・越前地区における低い町民満足度</li> <li>・「第三次越前町地域公共交通計画」に基づく施策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内外を移動できる交通手段のネットワーク化を図る</li> <li>○誰もが利用しやすいバスの利用環境をつくる</li> <li>○住民と行政の協働により公共交通の活性化を図る</li> </ul>
災害の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における自然災害対策</li> <li>・災害に備えた危険対策の推進</li> <li>・過疎化の進行への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水害・土砂災害対策を推進する</li> <li>○沿岸地域の安全を確保する</li> <li>○自助・共助による自主避難体制を確立する</li> </ul>
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を想定した危機管理体制の整備</li> <li>・地域が一体となった防災体制づくり</li> <li>・総合的な防災危機管理体制の強化</li> <li>・原子力防災体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災力の向上を図る</li> <li>○消防・救急体制を充実する</li> </ul>

## (2) 越前町総合戦略（平成 27 年 10 月策定）

■計画期間 : 平成 27 年度～平成 31 年度

### ■人口の将来展望

不可避である人口減少傾向を受け止めながらも、出生数や転入数の増加に寄与する施策・事業を推進することで人口減少を抑制し、平成 37（2025）年で 21,000 人、平成 72（2060）年で 16,000 人の人口維持を目標とする。

### ■まちづくりの方向と基本目標

まちづくりの方向	基本目標
①安定した雇用を創出する	自然や伝統を活かした産業振興による 「ふるさと越前町」創生戦略
②新しいひとの流れをつくる	定住人口・交流人口の確保による 「ふるさと越前町」創生戦略
③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	子どもの出生・育成の総合的施策展開による 「ふるさと越前町」創生戦略
④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	安全・安心な生活環境の充実による 「ふるさと越前町」創生戦略

### 重点施策

重点施策	対応施策・事業
①地域産業の振興と担い手育成	○農林水産業等の担い手育成、漁業経営の法人化や共同化等、効率的かつ安定した経営の構築) ○商店の後継者育成と魅力アップの推進 等
②雇用機会の創出と就労環境支援	○越前がに、水仙、たけのこ等地域の農林水産資源を活かした雇用創出事業) ○定年延長助成制度による継続雇用促進事業 等
③空き家利活用による定住人口増加	○空き家購入・リフォーム補助事業 ○「Mohage（モハーージュ）」の利用促進と新たな移住・二地域居住の体験施設の整備促進 等
④新たな地域公共交通の仕組みづくり	○コミュニティバス「フレンドリー号」、福鉄バス、京福バスの新たな公共交通の仕組みづくり ○高校生に対する通学助成事業 等
⑤観光立町を目指した観光産業の育成	○越前町観光連盟等との連携による新たな誘客戦略の展開 ○観光拠点施設（福井総合植物園プラントピア、越前陶芸村、道の駅「越前」、織田劔神社）の再整備または周辺整備 等

(3) 丹南都市計画区域 整備、開発および保全の方針（平成 26 年 2 月策定）

■都市づくりの基本理念

- ①伝統産業を活かし歴史や文化を育む都市づくり
- ②持続可能な都市づくり
- ③都市間の交流・連携を促進する都市づくり
- ④安全・安心に住み続けられる都市づくり

■区域区分の設定

なし

■10年後の市街地のおおむねの規模と配置

現在の用途地域の規模の範囲内とし、その配置は現在の用途地域の配置を基本とする。

用途地域内の土地を有効に利用するため、人口減少や産業の空洞化により、空き地、空き建物が点在する地区では、土地の再編・集約化を検討する。

なお、現在の用途地域内で、将来的に市街化の見込みがなく自然的環境を維持することが望ましい地域については、自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

おおむねの市街地の規模	H22	H32	H37
越前市	1,875 ha	1,875 ha 以内	1,875 ha 以内
鯖江市	1,538 ha	1,538 ha 以内	1,538 ha 以内
越前町	144 ha	144 ha 以内	144 ha 以内
合計	3,557 ha	3,557 ha 以内	3,557 ha 以内

■10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

おおむねの人口	H22	H32	H37
越前市	46,700 人 (80,800 人)	44,300 人 (76,600 人)	42,700 人 (73,800 人)
鯖江市	39,500 人 (67,100 人)	38,800 人 (66,000 人)	38,100 人 (64,900 人)
越前町	3,800 人 (8,000 人)	3,900 人 (8,100 人)	3,800 人 (8,000 人)
合計	90,000 人 (155,900 人)	87,000 人 (150,700 人)	84,600 人 (146,700 人)

( ) 内は都市計画区域人口

おおむねの世帯数	H22	H32	H37
越前市	15,100 世帯 (26,100 世帯)	15,000 世帯 (26,000 世帯)	14,800 世帯 (25,500 世帯)
鯖江市	12,300 世帯 (20,900 世帯)	13,500 世帯 (22,900 世帯)	13,900 世帯 (23,700 世帯)
越前町	1,100 世帯 (2,300 世帯)	1,200 世帯 (2,600 世帯)	1,300 世帯 (2,700 世帯)
合計	28,500 世帯 (49,300 世帯)	29,700 世帯 (51,500 世帯)	30,000 世帯 (51,900 世帯)

( ) 内は都市計画区域世帯数

■10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

（単位：百万円）

おおむねの商業年間販売額	H22	H32	H37
越前市	178,700	169,500	163,900
鯖江市	130,900	132,100	130,900
越前町	20,700	19,300	18,900
合計	330,300	321,000	313,700

行政区域全体の商業年間販売額

（単位：百万円）

おおむねの製造品出荷額等	H22	H32	H37
越前市	425,400	411,900	414,100
鯖江市	142,200	126,700	113,500
越前町	33,900	30,200	29,100
合計	601,500	568,800	556,700

行政区域全体の製造品出荷額等

■土地利用に関する方針

○主要な用途の配置方針

既成市街地	住宅地	・越前町朝日地区等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。
	商業地	・越前町の中心部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

○用途の転換、純化または複合化に関する方針

用途の転換	・工業地域や準工業地域に指定されているが、工業以外の土地利用が進み、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、越前町の中心部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。
用途の純化	越前町の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。
用途の複合化	○地場産業の工場が分散している地区では、地区内の活力の維持や居住環境の保全のために、複合的な土地利用を維持する。

○市街地における建築物の密度構成に関する方針

住宅地	・越前町の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的low密度な土地利用を図る。また、必要に応じて最低敷地規模の設定や容積率・建ぺい率の引き下げを行う。
-----	--

## ○用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

### ①特に開発を抑制または制限すべき地域

- ・ 自然環境を有する地域
- ・ 優良な農地を有する地域
- ・ 良好な景観を有する地域
- ・ 自然災害の危険性が高い地域
- ・ 無秩序な開発が予想される地域

### ②その他の地域

- ・ 農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部で、農家の世帯分離による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、自然環境、集落環境、営農環境、雨水の流出増加の防止、および災害の危険性に配慮した上で、適切な規模の開発を許容し、集落の地域社会を維持する。
- ・ 新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
- ・ 優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

## ○土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- ・ 主要な幹線道路沿道の中で、郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等が立地するおそれがある地域については、特定用途制限地域の適用を検討する。
- ・ 郊外の無秩序な開発等の都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- ・ 良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等では、地区計画による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- ・ 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

## ○景観の保全等の方針

- ・ 歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- ・ 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

## ○自然災害等への対策の方針

- ・ 土砂災害の危険性の高い地域では、危険を周知し警戒避難体制の整備を図る。特に危険性の高い地域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。
- ・ 河川氾濫による水害の危険性が高い地域では、浸水想定区域や浸水実績マップ等の防災情報の公表などにより新たな開発を抑制するとともに、水害に強い地区への誘導を図る。
- ・ 農地等の貯水機能（流出抑制機能）低下の抑制のために、開発を行う場合の調整池の設置基準強化などにより、浸水被害の防止を図る。
- ・ 地震等の災害時に避難地や防災拠点等となる都市公園の機能の見直しを図る。

## ■都市施設の整備に関する方針

### ○交通体系の整備の方針

北陸新幹線の整備に伴い、バス路線や鉄道路線の維持、活性化を図り、過度に自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる、誰もが利用しやすく環境にもやさしい交通体系へ転換する。

新たに道路を配置する際には、計画的な市街地形成を害するような無秩序な開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。

#### <道路の配置>

- ・福井市南部の福井外環状道路から鯖江市の西部を經由し、越前市南部の国道8号を結ぶ丹南西縦貫道路の整備の必要性を検討する。
- ・市街地内の道路は、道路が有する公共空間の質的な向上を図るために、快適な歩行者空間の確保や歴史的な街並み等の景観等に配慮して整備する。
- ・道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

### ○下水道の整備の方針

#### 《整備水準の目標（行政区域の整備水準）》

普及率 <sup>※1</sup>	H22	H32
越前市	81% (62%)	96% (76%)
鯖江市	89% (68%)	100% (80%)
越前町	95% (80%)	100% (83%)
合計	86% (66%)	98% (78%)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口<sup>※3</sup>／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

#### 《下水道の整備目標》

	おおむね10年以内に整備する区域	
	用途地域内	用途地域外
越前町	一部の残区域	整備計画無し <sup>※1</sup>

※1 整備計画無し：整備計画の予定が無い

### ○河川の整備の方針

#### 《おおむね10年以内に整備する予定の河川等》

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) <sup>※1</sup>	整備内容	おおむね10年以内に整備する区間 (km) <sup>※2</sup>
治水機能の確保	天王川	2.0 (市姫橋～徳万橋)	河道拡幅	1.0 (暫定改修完了)

※1 （ ）内は全体計画区間を示す。

※2 （ ）内はおおむね10年以内に整備する区間を示す。ただし、おおむね10年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

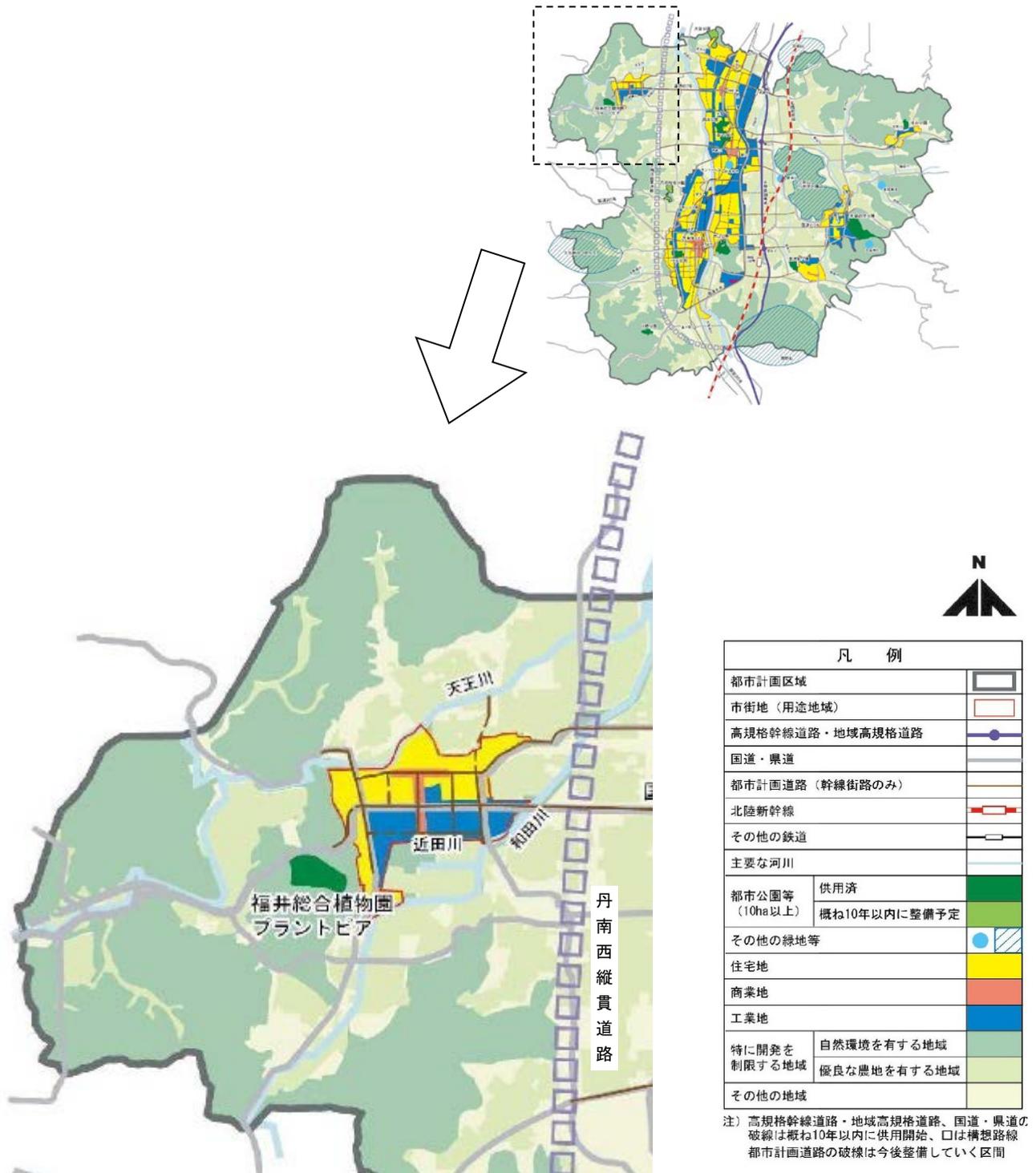
### ○市街地開発事業に関する方針

#### 《おおむね10年以内に整備する予定の主な事業》

	事業実施地区	施行地区面積
土地区画整備事業	気比庄地区	3.7 ha

■ 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

- ・ 本区域は、山岳、河川が優れた自然的環境を形成し、市街地は田園や里山に取り囲まれ、小河川が流れている。
- ・ このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために、放射環状型の緑地を基本構造として、自然的環境の保全または整備を図る。



■ 方針図

(4) 織田都市計画区域 整備、開発および保全の方針（平成 26 年 2 月策定）

■都市づくりの基本理念

- ①環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり
- ②持続可能な都市づくり
- ③都市間の交流・連携を促進する都市づくり
- ④安全・安心に住み続けられる都市づくり

■区域区分の設定

なし

■10年後の市街地のおおむねの規模と配置

現在の用途地域の規模の範囲内とし、その配置は現在の用途地域の配置を基本とする。

用途地域内の土地を有効に利用するため、人口減少や産業の空洞化により、空き地、空き建物が点在する地区では、土地の再編・集約化を検討する。

なお、現在の用途地域内で、将来的に市街化の見込みがなく自然的環境を維持することが望ましい地域については、自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

おおむねの市街地の規模	H22	H32	H37
越前町	234 ha	234 ha 以内	234 ha 以内

■10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

おおむねの人口	H22	H32	H37
越前町	3,400 人 (6,300 人)	3,300 人 (6,100 人)	3,200 人 (6,000 人)

( ) 内は都市計画区域人口

おおむねの世帯数	H22	H32	H37
越前町	1,000 世帯 (1,800 世帯)	1,100 世帯 (2,000 世帯)	1,100 世帯 (2,000 世帯)

( ) 内は都市計画区域世帯数

■10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	H22	H32	H37
越前町	20,700	19,300	18,900

行政区域全体の商業年間販売額

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	H22	H32	H37
越前町	33,900	30,200	29,100

行政区域全体の製造品出荷額等

## ■土地利用に関する方針

### ○主要な用途の配置方針

・土地の自然的条件および土地利用の動向を考慮して、各用途を適正に配分することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等適正な都市環境を保持するように配置する。	
住宅地	・織田地区の劔公園や不老山公園周辺、宮崎地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。
商業地	・織田地区の都市の中心的な商業地を維持する。
工業地	・織田地区の市街地の北部や南部、宮崎地区の市街地南部の工業地を維持する。

### ○用途の純化に関する方針

・織田地区の劔公園や不老山公園周辺、宮崎地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。
--

### ○市街地における建築物の密度構成に関する方針

住宅地	・都市の中心的な商業地である織田地区の中心市街地は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。 ・織田地区の劔公園や不老山公園周辺および宮崎地区の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。また、必要に応じて最低敷地規模の設定や容積率・建ぺい率の引き下げを行う。
商業地	・織田地区の中心商業地は、都市の中心的な商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。
工業地	・工業地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

### ○用途地域外の土地利用の方針

<p>自然環境や田園風景を保全していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。</p> <p>① 特に開発を抑制または制限すべき地域</p> <p>イ) 自然環境を有する地域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・山地、里山（特に希少種が生息する地域）および織田川や天王川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。</li></ul> <p>ロ) 優良な農地を有する地域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。</li></ul> <p>ハ) 良好な景観を有する地域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・歴史的街並みや景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。</li></ul> <p>二) 自然災害の危険性が高い地域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・土砂災害の危険性の高い地域では、開発の抑制を図る。</li><li>・河川氾濫により甚大な浸水被害の可能性が高い地域は、浸水実績マップ等の防災情報の公表などにより開発の抑制を図る。</li></ul> <p>ホ) 無秩序な開発が予想される地域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、特定用途制限地域を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。特に新たな幹線道路を整備する場合は、特定用途制限地域等の開発制限を事業着手までに設定する。</li></ul>
--

## ② その他の地域

- ・農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部で、農家の世帯分離による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、自然環境、集落環境、営農環境、雨水の流出増加の防止、および災害の危険性に配慮した上で、適切な規模の開発を許容し、集落の地域社会を維持する。
- ・新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
- ・優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

## ○土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- ・都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- ・地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」を維持する。
- ・「土地利用の現況や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態を踏まえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、地区計画による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- ・農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

## ○景観の保全等の方針

- ・歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- ・幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

## ○自然災害等への対策の方針

- ・土砂災害の危険性の高い地域では、危険を周知し警戒避難体制の整備を図る。特に危険性の高い地域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。
- ・河川氾濫による水害の危険性が高い地域では、浸水実績マップ等の防災情報の公表などにより新たな開発を抑制するとともに、水害に強い地区への誘導を図る。
- ・農地等の貯水機能（流出抑制機能）低下の抑制のために、開発を行う場合の調整池の設置基準強化などにより、浸水被害の防止を図る。
- ・地震等の災害時に避難地や防災拠点等となる都市公園の機能の見直しを図る。

## ■都市施設の整備に関する方針

### ○交通体系の整備の方針

バス路線の維持、活性化を図り、過度に自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる、誰もが利用しやすく環境にもやさしい交通体系へ転換する。

新たに道路を配置する際には、計画的な市街地形成を害するような無秩序な開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。

#### <道路の配置>

○市街地内の道路は、道路が有する公共空間の質的な向上を図るために、快適な歩行者空間の確保や景観等に配慮して整備する。

○道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。また、路面公共交通の円滑な運行にも配慮する。

### ○下水道の整備の方針

#### ≪整備水準の目標（行政区の整備水準）≫

普及率 <sup>※1</sup>	H22	H32
越前町	86% (66%)	98% (78%)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口<sup>※3</sup>／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

#### ≪下水道の整備目標≫

	おおむね10年以内に整備する区域	
	用途地域内	用途地域外
越前町	一部の残区域	整備計画無し <sup>※1</sup>

※1 整備計画無し：整備計画の予定が無い

### ○その他の都市施設について

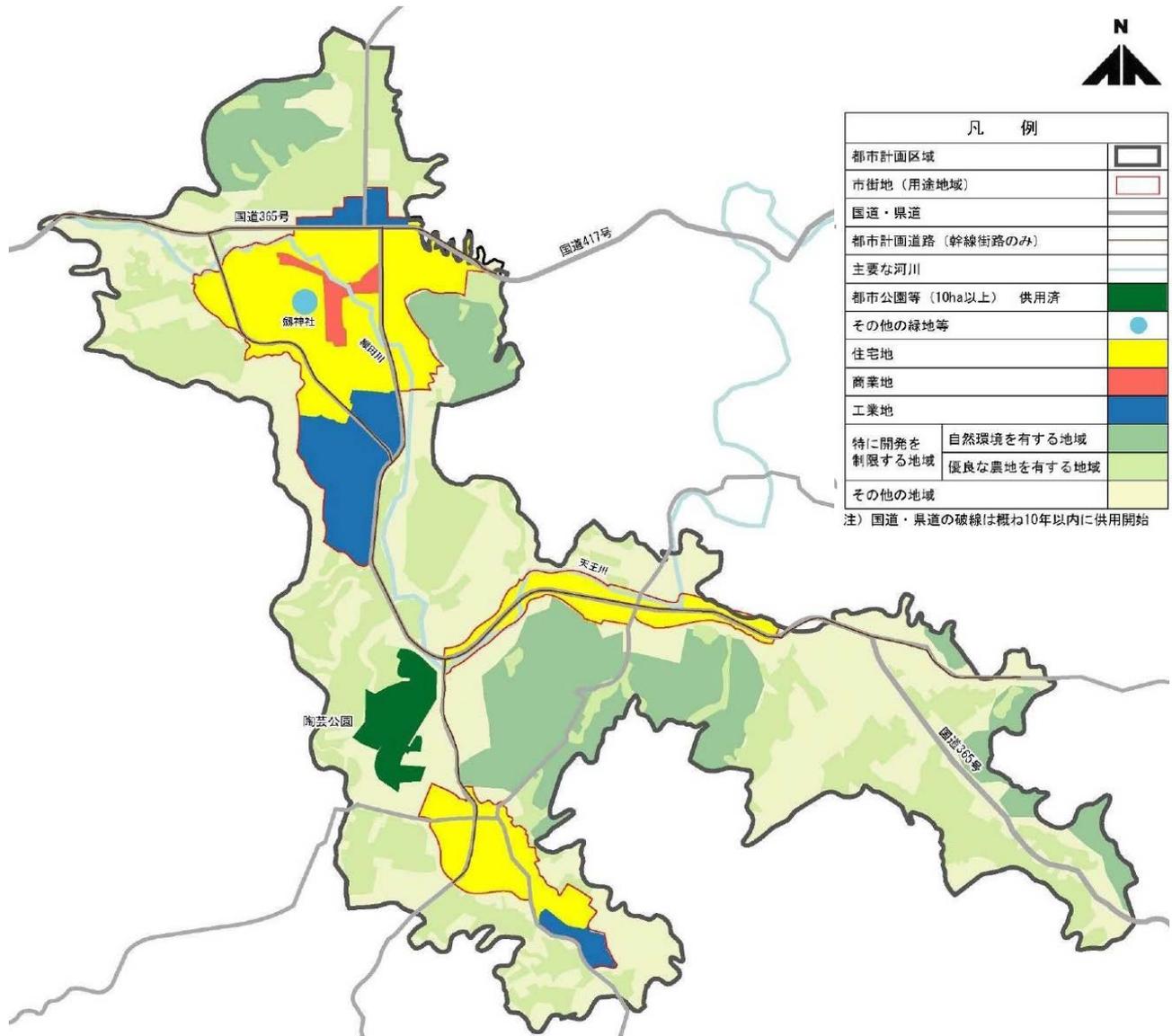
・その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。

・子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間・移動空間づくり、中心市街地の活性化等のために、交通の利便性が高い交通結節点で、公用施設や教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の公益的施設の集積を図る。

## ■自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

・不老山等の山岳、天王川、織田川等の主要河川が優れた自然的環境を形成し、市街地は田園や里山に取り囲まれ、小河川が流れている。

・このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために、放射環状型の緑地を基本構造として、自然的環境の保全または整備を図る。



■方針図

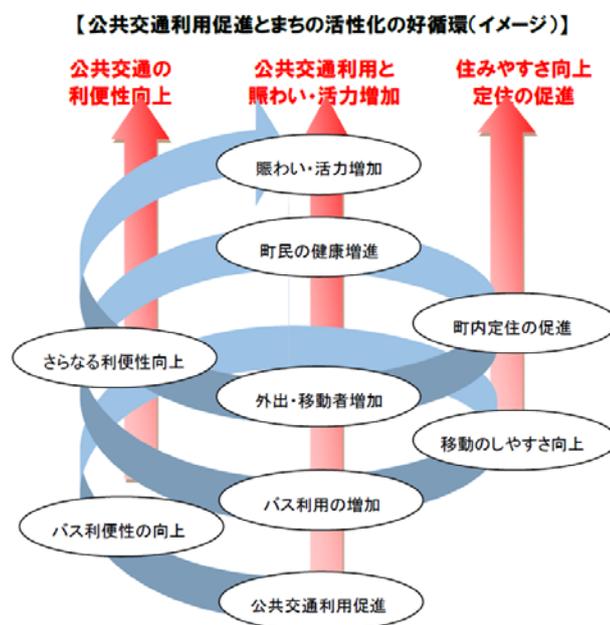
## (5) 第3次越前町地域交通計画（平成28年3月策定）

### ■将来像

#### みんなが主役！ネットワークで地域をつなぐ公共交通

公共交通を町の重要な社会資本として位置づけ、まちづくり施策と連携して公共交通の利便性向上を図ることで、様々なまちの賑わいと活力を増加させ、町内定住の促進、健康増進や賑わい・活力の増加という「好循環」につながります。

具体的には、行政と町民の協働参加による利用促進の取組及び地域主体の新たな公共交通の仕組みづくりを進め、「みんなが主役」となった公共交通の利便性向上につなげます。合わせて、地域の主要な公共施設及び隣接市（福井市、鯖江市、越前市）をネットワークとしてつなげることで、学生の通学や高齢者の移動をはじめとした住民の移動を支えます。



### ■基本方針と施策

#### ①町内外を移動できる交通手段のネットワーク化

現在の公共交通の主な利用者である学生やクルマを運転できない高齢者が、隣接市への通学・帰宅や病院・温浴施設・商業施設等へ快適に移動できるよう、民間路線バスを公共交通基幹軸として位置づけるとともに、主要拠点（ターミナル）におけるコミュニティバスとの接続を図り、町内外を移動できる交通手段としてのネットワーク化を図ります。

施策① 路線バスの維持・確保と運行経路・便数の充実【継続】

施策② 路線バス・コミュニティバスの連携・共存による合理化【継続】

施策③ コミュニティバスの利用率向上のための効率化【見直し】

施策④ 隣接市との連携による鉄道線アクセスの向上【新規】

#### ②誰もが利用しやすい環境づくり

人口が減少傾向にある越前町において、地域の賑わいや活力向上のためには、住民の外出を促し、交流人口の増加させるために移動の活発化が必要です。その実現のために、公共交通を利用しやすいよう「分かりやすさと使いやすさ」を向上させます。合わせて、日常的に利用する高齢者や学生の負担軽減を図り、バスや乗合タクシーの利用に不慣れな方の抵抗感を和らげるための工夫など、住民に「利用したい、外出したい」と思ってもらえるサービスの提供を図ります。

施策① 多様なニーズに対する助成制度の維持・充実【継続】

施策② バス待合所の整備推進【継続】

### ③行政と住民との協働による公共交通の活性化

公共交通は、家族の送迎負担を肩代わりするだけでなく、クルマを持たない住民の外出や地域活動の参加機会の拡大、外出増加による健康増進と高齢者等の交通事故の低減、交流人口の増大によるまちの賑わいと活力の創出など、越前町の発展に大きく寄与するものであり、公共交通をまちの重要な社会資本として位置付け、様々な利用促進施策を展開します。

一方でバス事業者の自助努力や行政支援の限界があるなかで、これまでの行政主体の取組にとどまらず、「地域に必要な交通は地域自らが守り育てる」という観点に基づき、人口減少時代にふさわしい新たな地域公共交通の仕組みづくりを模索します。

施策① 児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした意識啓発【継続】

施策② 町内活動における公共交通利用のPRと商業・観光との連携【見直し】

施策③ 地域主体の新たな地域公共交通の仕組みづくりに向けた検討【新規】

#### ■基本方針の達成有無を評価する指標

目標指標	基準値	→	目標値
集落カバー率 ○路線バス、コミュニティバス合せてのカバー率	100% (H26年度)	→	100% (H31年度)
公共交通利用者数 ○京福バス・福鉄バス、越前町コミュニティバスの年間利用者数の合計	292,828人 (H26年度)	→	300,000人 (H31年度)
1便当たりの利用者数 ○コミュニティバス定時定路線の全ルート (年間利用者数/年間運行回数)	6.4人/便 (H26年度)	→	6.5人/便 (H31年度)
1便当たりの利用者数 ○コミュニティバス、デマンドタクシーの全ルート (年間利用者数/年間運行回数)	2.9人/便 (H26年度)	→	3.0人/便 (H31年度)
利用者、住民等の地域の公共交通サービス全体に対する満足度	31% (H27年度)	→	40% (H31年度)

### 3. 住民意向の把握（住民ワークショップ）

本計画は、本町の都市計画の基本方針を示すもので、住民の皆さんにとって分かりやすく、身近に感じられる計画とすることが求められています。住民の皆さんのご意見やお考えを計画に反映することで、地域に状況に即した計画づくりを行います。

本計画では、『住み続けられる環境、地域を維持・継続していく環境づくり』をテーマに4地区別に住民ワークショップを開催し、地区の問題・課題、めざすべきまちの姿、実現に向けた行政と住民の協働のあり方、まちづくりのアイデア等について住民の皆さんのご意見、お考えをまとめ、住民意向として計画に反映しました。



■各地区でのワークショップの様子

## 【朝日地区】

朝 日 地 区	
よくなったところ	わるくなったところ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の整備 → 生活（移動）が便利</li> <li>・住むための安い土地がある</li> <li>・コンビニの立地</li> <li>・コミュニティセンターによる生涯学習の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少</li> <li>・店舗等の減少</li> <li>・就業の場の減少</li> <li>・空き地、空き家の増加</li> <li>・公共交通（バス）の本数減少</li> <li>・学校の統廃合：バス通学</li> </ul>
めざすべきまちの姿	
<b>子供からお年寄りまで みんなが集まるコンパクトなまち</b>	
まち（行政）に望むこと	自分たちにできること
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大型商業娯楽施設の誘致</li> <li>○総合病院の誘致</li> <li>○空き家を活用した住民の憩いの場の提供</li> <li>○観光資源の有効活用、P R</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が先にアクションを起こす</li> <li>○若い人のまちづくりへの関心を高める</li> <li>○特産品の開発、P R</li> <li>○高齢者の活気向上イベントの開催</li> </ul>



■（一）別所朝日線の整備



■国道 417 号沿道の店舗立地



■（都）朝日駅前線の沿道



■用途地域内の残存農地



## 【織田地区】

織 田 地 区	
よくなったところ	わるくなったところ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備</li> <li>・国道 417 号沿道の店舗立地</li> <li>・静かな住みやすい環境</li> <li>・通勤も苦にならない</li> <li>・コミュニティセンターによる生涯学習の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少</li> <li>・既存商店街の店舗の減少</li> <li>・就業の場の減少</li> <li>・空き地、空き家の増加</li> <li>・公共交通のサービス低下 → 通学送迎</li> <li>・まちなかの道路が狭い</li> <li>・まちに変化がみられない</li> </ul>
めざすべきまちの姿	
<b>劔神社を中心として 自然、歴史が豊かな織田の住みやすさを残す 若者が集まるまち</b>	
まち（行政）に望むこと	自分たちにできること
<ul style="list-style-type: none"> <li>○劔神社を中心とする街並みの整備</li> <li>○冬期の消融雪の改良</li> <li>○織田のよいところをPR</li> <li>○若い女性の働く場の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太鼓によるまちづくり、人づくり</li> <li>○地域資源の再確認と活用</li> <li>○まちづくりのリーダーの育成</li> <li>○観光ボランティア</li> </ul>



■国道 417 号沿道の店舗



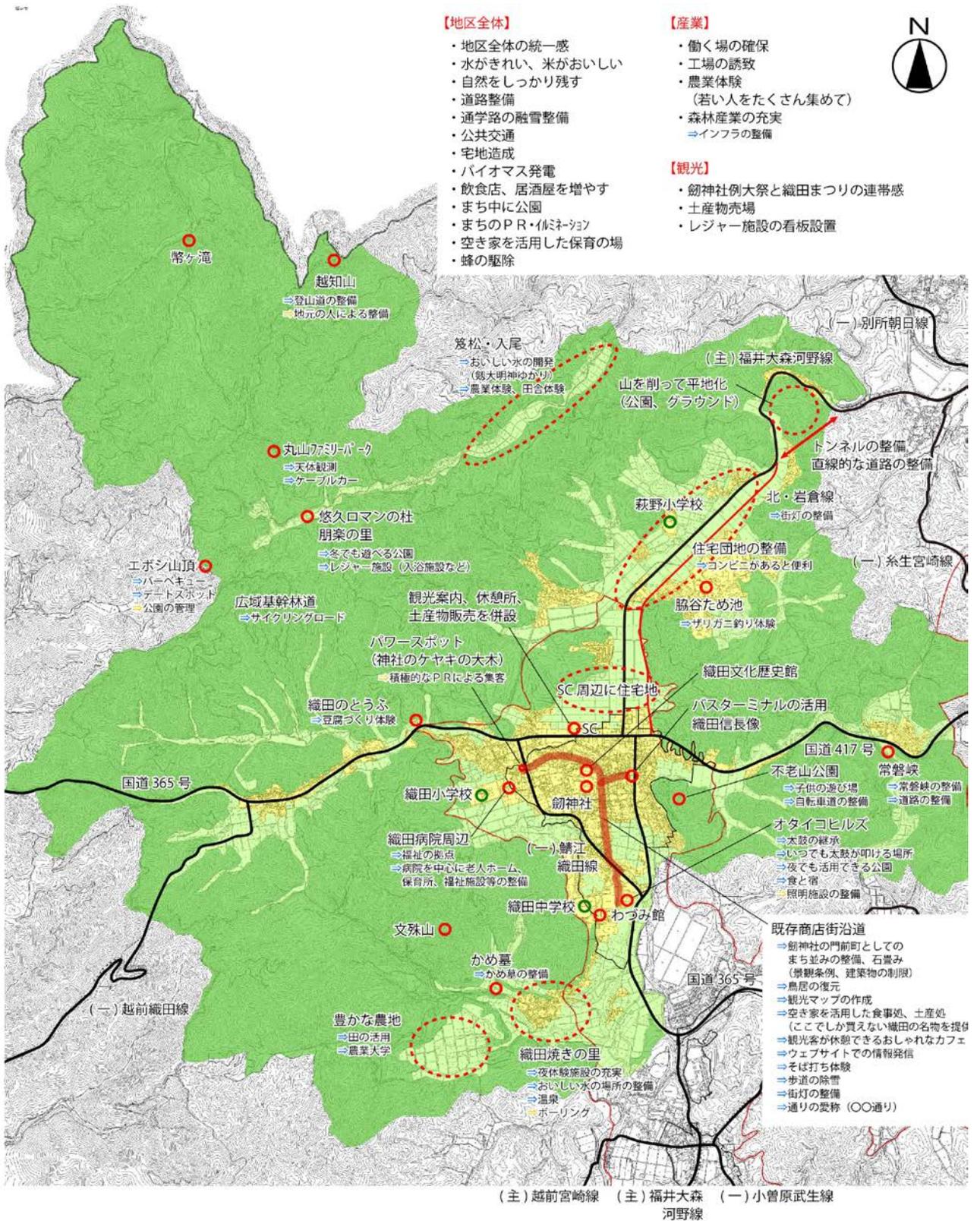
■劔神社



■既存商店街



■郊外の農地（用途地域指定）



■まちづくりのアイデア（織田地区）

## 【宮崎地区】

宮 崎 地 区	
よくなったところ	わるくなったところ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・便利になった：道路整備、コンビニの立地等</li> <li>・規模の大きな企業（工場）の立地</li> <li>・コミュニティセンターによる生涯学習の充実</li> <li>・樫津公園の整備（子供たちでにぎやか）</li> <li>・地区のイベントが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少</li> <li>・地区外への人口流出</li> <li>・生活関連施設の減少</li> <li>・就業の場の減少</li> <li>・施設の老朽化</li> <li>・陶芸村の活気がない</li> </ul>
めざすべきまちの姿	
<h3>土の文化を活かし、身近なコミュニティのあるまち</h3>	
まち（行政）に望むこと	自分たちにできること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・陶芸を活かした定住環境の向上 （陶芸家を対象とする住宅地の提供、空き家の活用、PR）</li> <li>・広域的な観光PR</li> <li>・生活支援（子育て、就業等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の世代への定住支援</li> <li>・集落内のコミュニティ活動への積極的参加</li> <li>・空き地、空き家の貸出し</li> <li>・趣味、娯楽等の住民相互の情報交換、勉強会の開催</li> </ul>



■越前陶芸公園



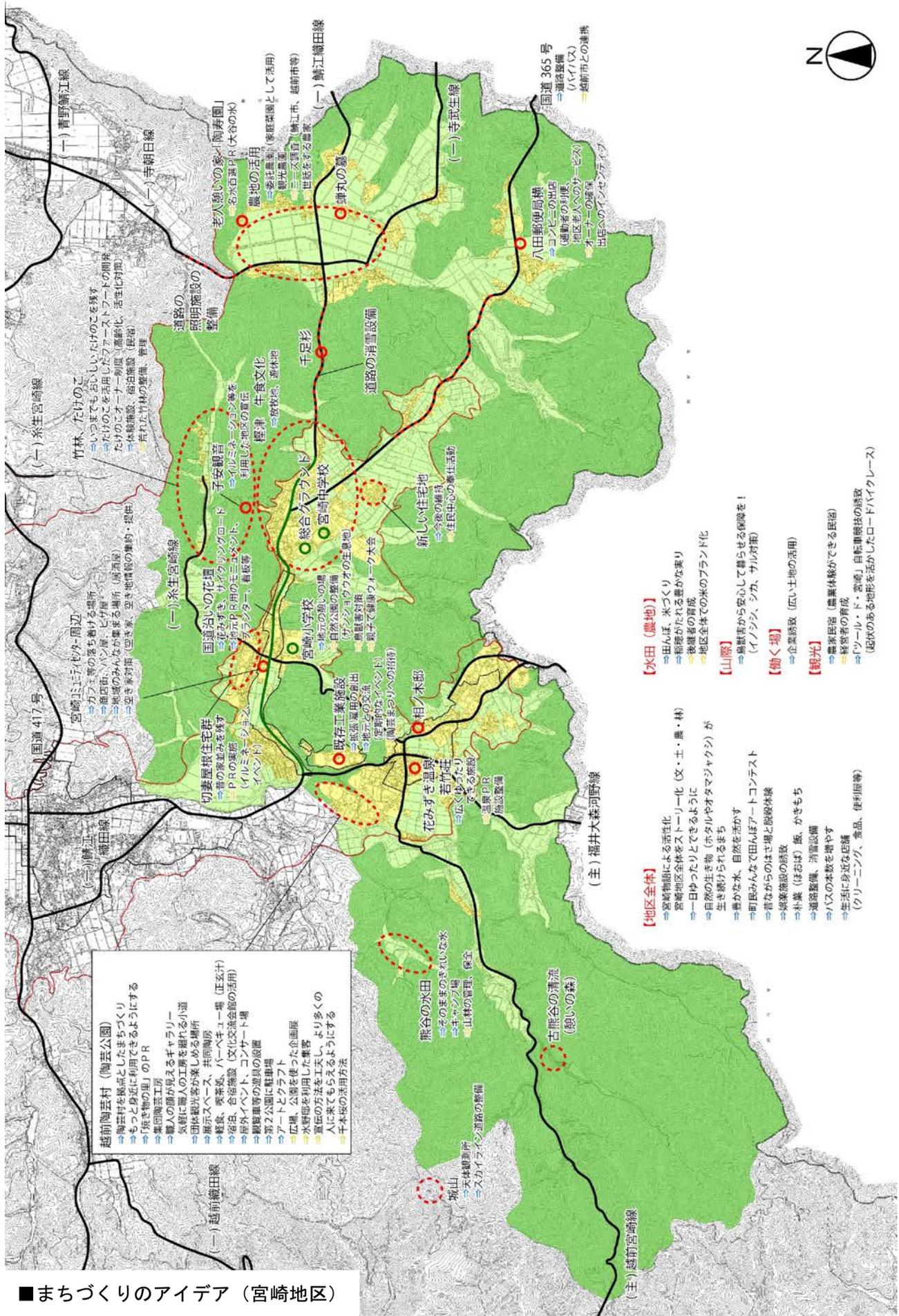
■用途地域外の住宅団地開発



■用途地域内の未利用地



■集落地（江波地区）



■まちづくりのアイデア（宮崎地区）

**越前陶芸村（陶芸公園）**  
 ⇒陶芸村を拠点としたまちづくり  
 ⇒もっと身近に利用できるようにする  
 ⇒「焼き物の里」のPR  
 ⇒集陶芸工房  
 ⇒職人の顔が見えるギャラリー  
 ⇒職人の工房を繋げる小道  
 ⇒団体観光客が楽しめる場所  
 ⇒展示スペース、共同陶房  
 ⇒煎茶、喫茶処、バーベキュー場（正玄汁）  
 ⇒宿泊、合宿施設（文化交流会館の活用）  
 ⇒野外イベント、コンサート場  
 ⇒観覧車等の遊具の設置  
 ⇒第2公園に駐車場  
 ⇒アートとクラフト  
 ⇒広場、公園を使った企画展  
 ⇒水野邸を利用した観覧車  
 ⇒直営の方法を工夫し、より多くの  
 人に来てもらえるようにする  
 ⇒十本松の活用方法

**熊谷の水田**  
 ⇒そのまのきれいな水  
 ⇒キャンプ場  
 ⇒山林の管理、保全

**古熊谷の清流（憩いの森）**

- 【地区全体】**
  - ⇒宮崎県による活性化
  - ⇒宮崎地区全体をストーリー化（文・土・墨・林）
  - ⇒日ゆったりとできるように
  - ⇒自然の生き物（ホタルやオタマジャクシ）が生き続けられるまち
  - ⇒豊かな水、自然を活かす
  - ⇒町民みんながアートコンテンツ
  - ⇒昔ながらのさざめと股関節
  - ⇒外菓（ほおほ）販、かきもち
  - ⇒道徳整備、消雪設備
  - ⇒バスの本数を増やす
  - ⇒生活に身近な店舗（クリーニング、食品、便利屋等）
- 【水田（農地）】**
  - ⇒田んぼ、米づくり
  - ⇒稲穂がたれる豊かな実り
  - ⇒後継者の育成
  - ⇒地区全体での米のブランド化
- 【山際】**
  - ⇒編草から安心して暮らせる保障を！（イノシシ、シカ、サル対策）
- 【働く場】**
  - ⇒企業誘致（広い土地の活用）
- 【観光】**
  - ⇒農業居屋（農業体験ができる民宿）
  - ⇒経営者の育成
  - ⇒ツール・ド・宮崎「自転車競技の誘致（起伏のある地形を活かしたロードバイクレース）」



## 【越前地区】

越 前 地 区	
よくなったところ	わるくなったところ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備（地区間の幹線道路） ⇒通勤が便利に</li> <li>・埋め立てで駐車場の整備 ⇒路上駐車減少</li> <li>・通学路の安全向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速な人口減少、空き家の増加</li> <li>・密集した住宅地（延焼、日照等）</li> <li>・就業の場の減少</li> <li>・海水浴客の減少 ⇒民宿の減少</li> <li>・水産業、水仙の担い手減少</li> <li>・鯖江市、越前市への高校通学の負担が大きい</li> </ul>
めざすべきまちの姿	
<h3>住み、働くことに誇りをもてる心豊かなまち</h3>	
まち（行政）に望むこと	自分たちにできること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な病院、買い物</li> <li>・外出や移動が不便な高齢者への生活サービス支援</li> <li>・冬期の通勤路の確保（消融雪）</li> <li>・町外への通学に対する交通費の助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代の定着 ⇒地区の活動への参加を容易にする （あれこれ押し付けず、分担で負担軽減）</li> <li>・地域資源の活用 ⇒豊かな海洋資源を活かしたサービス提供 （マリンレジャー、釣り等）</li> </ul>



■狭幅員の国道 305 号



■狭幅員の生活道路



■厨漁港



■越前海岸



■まちづくりのアイデア（越前地区）

## 4. 主要課題の整理

### (1) 社会潮流への対応

①人口減少、少子高齢 社会の進行	・本町では、人口減少が続き、増加している65歳以上の人口も平成32年にはピークを迎え、15歳未満、15～65歳に加えて65歳以上の人口も減少する見込み
②地球環境への配慮	・資源循環型社会や低炭素社会の実現に向けて、環境負荷の小さい都市構造、交通環境への転換が必要
③大規模災害への対応	・地球温暖化の影響等による洪水や土砂災害、津波、高潮等の自然災害の対応、原子力災害等の大規模災害への対応が必要
④社会資本の老朽化	・高度経済成長期に整備された道路、橋梁などの社会資本が老朽化しており、予防保全や長寿命化の考え方を導入した適切な維持管理・更新により、ライフサイクルコストの縮減が必要

### (2) 越前町における主要課題

本町の現況や地域特性を踏まえ、まちづくりの主要課題は以下のように整理されます。

#### ①住み続けられる定住環境の形成

本町は、4つの地区によって形成されるまちであり、それぞれの地区のもつ生活基盤は必ずしも十分ではなく、就業、就学、買物、余暇等の生活の主要な機能の一部を近隣の都市に依存しています。

今後の人口減少は、生活環境の低下につながり、都市としての機能の維持に支障をきたすことになりかねません。

このため、人が住み、働く場としての機能を維持・継続するため、個性豊かな本町の特性を活かした定住環境の形成が求められています。

#### ②安全で快適な交通環境の形成

本町は、日常生活の多様な場面で隣接する福井市、鯖江市、越前市との交流が強く、これらの都市を連絡する交通ネットワークの充実が求められています。特に、本町は、鉄道や高速道路をもたないことから、広域交通ネットワークとして、これらの都市の鉄道駅や北陸自動車の各ICへのアクセスの充実が必要です。

また、町内の生活交通を支える交通ネットワークとしての道路整備やバス等による公共交通サービスの維持が求められています。

#### ③豊かな自然や歴史・文化を活かした生活環境の形成

本町には、日本海の海と丹生山地の森からなる豊かな自然環境と劔神社や越前焼等に代表される歴史、文化があります。市街地の周辺にも豊かな田園が広がっており、個性豊かなで静かな落ち着いた生活環境があります。

この環境を基本に、次代に対応できる生活環境の形成が求められています。

#### ④地域との協働によるまちづくりの推進

人口減少傾向にあって、「活力」や「にぎわい」があり安心して生活できるまちづくりを進めていくには、住民の皆さんをはじめ企業、団体、事業者等の本町にかかわるすべての人が、ともにまちづくりに参加できる場や機会が求められています。